中小企業庁

中小法人・個人事業者のための

一時支援金

緊急事態宣言の影響緩和

申請要領

中小法人等向け

2021年6月3日時点版

一時支援金事務局

※申請の前に、登録確認機関で、事前確認を受けてください。
※今後、更新する場合がありますので、申請時に最新版をご確認ください。

はじめに

一時支援金とは？

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき2021年1月7日に発令された新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）に伴う**飲食店の時短営業又は不要不急の外出・移動の自粛**により、特に大きな影響を受け、売上が大きく減少している**中堅企業、中小企業その他の法人等**及び**フリーランスを含む個人事業者**に対して、**緊急事態宣言の影響が特に大きい2021年1月から同年3月までの期間**における影響を緩和して、事業の継続を支援するため、**事業全般に広く使える**一時支援金を迅速かつ公正に給付するものです。

事前確認

一時支援金の給付の申請を行う前に、中小企業庁が事務局を通して登録した登録確認機関から以下の（1）および（2）に該当することの確認を受ける必要があります。

（1）事業を実施していること

（2）給付対象その他の給付要件を正しく理解していること

※ 登録確認機関による事前確認に必要な書類や確認内容、依頼方法については、一時支援金HPをご確認ください。（https://ichijishienkin.go.jp/）

給付額

給付額＝2019年又は2020年の1月から3月までの売上

－（2019年又は2020年同月比▲50%となっている2021年対象月の売上×3ヶ月）

※中小法人等は**60万円**が上限額です。

※給付額の算定に用いる事業収入（売上）については、持続化給付金や家賃支援給付金を含めた新型コロナウイルス感染症対策に関連する現金給付を除いた額で申請していただく必要があります。詳細については、P.7を参照ください。

本申請要領は、資本金10億円以上の企業を除く、**中小法人等（会社以外の法人も含む）**の方向けです。

相談ダイヤル

一時支援金相談窓口　フリーダイヤル　0120-211-240

[IP 電話専用回線]03-6629-0479

営業時間　8:30～19:00（土曜日・祝日含む全日）

※最新の営業時間につきましては、一時支援金事務局HPをご確認ください。

※申請サポート会場については、一時支援金HPでご確認下さい。

「一時支援金」の不正受給は犯罪です。

前提① （給付対象について）

給付対象者のイメージ

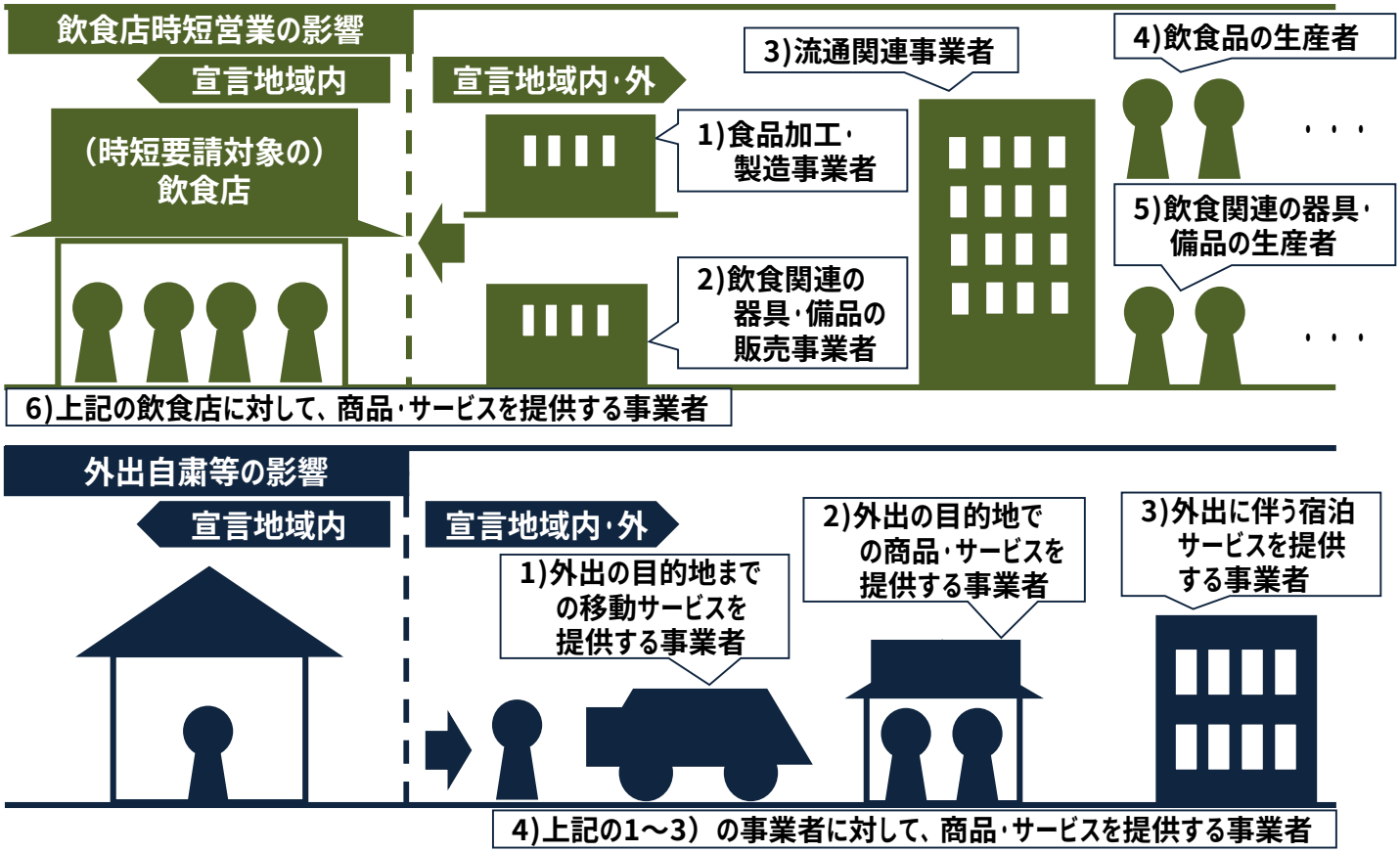

給付対象となり得る事業者の具体例

飲食店
緊急事態宣言が発令された地方公共団体から時短営業の要請を受けた**協力金の支給対象の飲食店**（一時支援金の対象外）

食品加工・製造事業者
惣菜製造業者、食肉処理・製品業者、水産加工業者、飲料加工事業者、酒造業者 等

器具・備品事業者
食器・調理器具・店舗の備品・消耗品を販売する事業者　等

サービス事業者
接客サービス業者、清掃事業者、廃棄物処理業者、広告事業者、ソフトウェア事業者、設備工事業者　等

流通関連事業者
業務用スーパー、卸・仲卸、問屋、農協・漁協、貨物運送事業者　等

飲食品・器具・備品等の生産者
農業者、漁業者、器具・備品製造事業者　等

★地方公共団体から**時短営業の要請を受けた協力金の支給対象ではない飲食店**については、下記のとおり一時支援金の**給付対象となり得ます**

主に対面で個人向けに商品・サービスの提供を行うBtoC事業者

旅行関連事業者
飲食事業者（昼間営業等の飲食店★等）、宿泊事業者（ホテル、旅館等）、旅客運送事業者（タクシー、バス等）、自動車賃貸業、旅行代理店事業者、文化・娯楽サービス事業者（博物館、美術館、動物園、植物園、水族館、公園、遊園地、公衆浴場、興業場、興業団等）、小売事業者（土産物店等）等

その他事業者
文化・娯楽サービス事業者（映画館、カラオケ等）、小売事業者（雑貨店、アパレルショップ等）、対人サービス事業者（理容店、美容室、クリーニング店、マッサージ店、整骨院、整体院、エステティックサロン、結婚式場、運転代行業等）　等

上記事業者への商品・サービス提供を行う事業者
食品・加工製造事業者、清掃事業者、業務委託契約を締結しているタクシードライバー・バスガイド・イベント出演者、卸・仲卸、貨物運送事業者、広告事業者、ソフトウェア事業者　等

対象となり得る業種に該当しても、緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響を受けて、売上が50%以上減少していなければ給付対象外です。例えば、宣言地域外において、地域コミュニティ内の顧客のみと取引を行う小売店や生活関連サービスは給付対象外です。

前提②（保存資料について）

- 申請時に提出することは不要ですが、申請者が給付要件を満たさないおそれがある場合に、**保存書類の提出を求める等の調査を行うことがあります**。そのため、求めに応じて速やかに提出できるよう、**電子的方法等により７年間保存してください**。
- 調査の際、保存書類がない場合又は不十分な場合には、「保存書類が存在しない、又は不十分な理由」や「飲食店の時短営業又は外出自粛等の影響をどのように受けたのか」等を確認します。加えて、**申請者の販売・提供先等への調査について、申請者にも協力を求める場合があります**。

飲食店時短営業の影響関係

	申請者所在地	宣言地域内で時短営業の要請を受けた飲食店との取引関係	保存書類
(A)	全国	直接取引	• 宣言地域内で時短営業の要請を受けた飲食店又はその間接取引先（卸売市場、流通事業者等）との**反復継続した取引※1を示す「帳簿書類及び通帳」**。 ※1 「反復継続した取引」とは、2019年の1～3月及び2020年の1～3月のそれぞれの期間において複数回の取引を行っていることを指す。ただし、契約形態等により、複数回の取引を行っていない場合は、1回の取引がその事業の主たる取引となっていれば、その取引を示す「帳簿書類及び通帳」でも可。（以下同じ。）
(B)	宣言地域内		
(C)	宣言地域外	間接取引	• 自らの販売・提供先との**反復継続した取引を示す「帳簿書類及び通帳」**。（上記(A)、(B)と同様） • 加えて、自らが販売・提供する商品・サービスが、上記販売・提供先を経由して、宣言地域で時短営業の要請を受けた飲食店に届いていることを示す情報として、①同販売・提供先が宣言地域内の**卸売市場又は流通事業者**である、又は②宣言地域内に所在する**同飲食店、卸売市場又は流通事業者と反復継続した取引を行っていることを示す書類・統計データ**※2 ※2 自らの販売・提供先が所在する地域（都道府県単位以下の範囲）から、宣言地域の卸売市場等に対して、反復継続して、自らが販売・提供する商品・サービス（品目単位）が提供されていることを示す統計データ（青果物卸売市場調査等）等

外出自粛等の影響関係

	申請者所在地	事業	申請者所在地
(A)	宣言地域内	主に対面で個人向けに商品の販売又はサービスの提供を行う**B to C事業者**	• 個人顧客との継続した取引（毎日複数回の取引を行っていること。以下同じ。）を示す「**帳簿書類及び通帳**」及び「**商品・サービスの一覧表、店舗写真、及び賃貸借契約書若しくは登記簿**」※1等の左記地域内で左記事業を営んでいることが分かる書類 ※1 左記事業を営んでいることが分かる場合は許認可書で代用可
(B)	宣言地域外で特に外出自粛の影響を受けている地域	主に対面で個人向けに商品の販売又はサービスの提供を行う**旅行関連事業者**	• (A)に求める保存書類 • 加えて、所在市町村が、2021年1月以前から公開されている2016年以降の**旅行客の5割以上が宣言地域内から来訪している市町村等※2であると分かる統計データ**(V-RESAS等) ※2 都道府県よりも狭い地域を対象とした統計データであれば可
(C)※3	全国	**宣言地域の個人顧客との継続した取引のある事業者全般**	• 個人顧客との継続した取引を示す「**帳簿書類及び通帳**」 • 加えて、宣言地域の個人顧客と反復継続して取引していることが分かる、**顧客データ・顧客台帳**又は、**自ら実施した顧客調査の結果**（＝いずれも対象期間は、少なくとも2019年から申請日までの任意の1週間とする。）

※3 申請者所在地・事業の条件が合致する限りは、(A)～(C)から任意の保存書類を選択することが可能であり、例えば、**申請者所在地・事業が(A)又は(B)に該当しているが指定の保存書類の準備が難しい場合に、(C)に基づいて保存書類を準備**することもできる。

(D)	全国	**直接、(A)～(C)に商品の販売又はサービスの提供を行う事業者**	• 販売・提供先が**(A)～(C)であることを示す書類**。 • 加えて、上記販売・提供先と**反復継続した取引を示す「帳簿書類及び通帳」**。
(E)	全国	**販売・提供先を経由して、(A)～(C)に商品の販売又はサービスの提供を行う事業者**	• 自らの販売・提供先との**反復継続した取引を示す「帳簿書類及び通帳」**。 • 加えて、自らの販売・提供先が、**(A)～(C)との反復継続した取引を示す書類又は統計データ。**

※ **協力金の支給対象となる時短営業等の要請を受けていない飲食店**については、(A)～(C)でそれぞれ求められる保存資料に加えて、**営業許可証**及び**営業時間を示す写真等の同要請対象ではないことを示す書類**の保存が必要です。

上記の証拠書類等を保存していたとしても、自らの商品・サービスが宣言地域内で時短営業の要請を受けた飲食店に届いていない、宣言地域の個人顧客と継続して取引を行っていないなど、給付要件に該当しない場合は給付対象外です。

概略（申請から給付までの流れ）

申請から給付までの流れ

申請IDの発番

1 一時支援金ホームページへアクセスする

一時支援金　検索

一時支援金の申請用HP（https ://ichijishienkin.go.jp/）

2 仮登録（申請ID発番）するボタンを押して、電話番号、メールアドレス、法人番号を入力し、申請区分を選択して、仮登録する

3 入力したメールアドレス宛に本登録用メールが届いていることを確認し、ログインID及びパスワードを設定すると、申請IDが発番され、マイページが作成される

事前確認

4 書類を準備の上、登録確認機関に事前確認を依頼する
※ 登録確認機関による事前確認に必要な書類や確認内容、依頼方法については、一時支援金HPをご確認ください
https ://ichijishienkin.go.jp/

5 登録確認機関の確認を受ける

一時支援金の申請

6 [マイページ]にて

- ●宣誓・同意事項　宣誓・同意事項をチェック（P.9）
- ●基本情報　法人の基本情報と、ご連絡先（P.15）
- ●売上額　売上情報を入力する（P.15）
- ●口座情報　振込先の口座情報を入力する（P.16）

7 必要書類を添付
- ●確定申告書類の控え
- ●売上減少となった月の売上台帳等の写し
- ●履歴事項全部証明書

など（P.16～）

※スマホなどの写真画像でも可（できるだけきれいに撮影してください）

一時支援金の申請

一時支援金事務局で、申請内容を確認

※申請に不備があった場合は、メールとマイページへの通知で連絡します。

給付通知書を発送／ご登録の口座に入金

一時支援金
申請の手続き

通常申請

1.申請の要件を確認する

2.申請する

申請特例

1.要件・証拠書類等を確認する

申請時の注意事項

申請時の注意事項

1.申請の要件を確認する①（給付対象者･不給付要件）

給付対象者

一時支援金の申請者は、緊急事態宣言の発令に伴い、緊急事態宣言の発令地域（以下「宣言地域」という）で**地方公共団体による営業時間短縮要請に伴い新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を用いている協力金の支払対象となっている飲食店と直接･間接の取引があること**、又は**宣言地域における不要不急の外出･移動の自粛による直接的な影響を受けたこと**により、**2021年1月から3月までの期間**（以下「**対象期間**」という。）**のいずれかの月の月間事業収入が2019年又は2020年の同月と比較して50％以上減少した者**であって（以下、これらの影響を総称して「緊急事態宣言影響」という。）、下記（1）～（3）の給付要件をいずれも満たす必要があります。

（1）2021年3月1日時点において、次の①又は②のうちいずれかを満たす法人（国内に本店又は主たる事務所を有する設立登記法人をいう。以下同じ。）であること。ただし、組合若しくはその連合会又は一般社団法人については、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が個人又は次の①又は②のうちいずれかを満たす法人であること。

① 資本金の額又は出資の総額（*1）が**10億円未満**であること

② **資本金の額又は出資の総額が定められていない場合**は、常時使用する従業員（*2）の数が**2,000人以下**であること

*1「基本金」を有する法人は「基本金の額」と、一般財団法人は「当該法人に拠出されている財産の額」と読み替える。

*2「常時使用する従業員」とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を指す。（パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員及び出向者については、当該条文をもとに個別に判断。会社役員及び個人事業主は予め解雇の予告を必要とする者に該当しないため、「常時使用する従業員」には該当しない。）

（2）**2019年以前から事業を行っている者であって、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響が顕在化する前の年（申請者が2019年又は2020年から選択。以下「基準年」という。）の１月から３月まで（以下「基準期間」という。）をその期間内に含む全ての事業年度及び対象期間において、事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思があること。**

※ 事業収入は、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第1項第31号に規定する「確定申告書 別表一」における「売上金額」欄に記載されるものと同様の考え方によるものとする。

（3）**対象期間内**に、**基準年の同月と比べて、緊急事態宣言影響により事業収入が50％以上減少した月**（以下「**候補月**」という。）が存在すること。

※ 申請者が一時支援金の給付の申請に際し候補月のうち申請を行う日の属する月の前月までの中から任意に特定して申告するひと月を「**対象月**」という。

※ **給付額の算定に用いる事業収入等については、持続化給付金や家賃支援給付金を含めた新型コロナウイルス感染症対策に関連する給付金や新型コロナウイルス感染症対策として地方公共団体による営業時間短縮営業に伴い支払われる協力金などを除いた額で申請していただきます。**そのため、「確定申告書に記載の事業収入等」と「申請フォームに記載の事業収入」に相違があっても、不正受給等のおそれがある等の理由により調査等が必要であると事務局が認める場合を除き、原則として、事務局からは、その記載内容の確認や修正等の依頼は致しません。確定申告に当たっての給付金等を計上区分については、以下をご参照ください。

（https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/jyoseikin_kazei.pdf）

注：一時支援金の給付の申請を行うこと及び給付を受けることは同一の申請者（同一の申請者が異なる屋号･雅号を用いて複数の事業を行っている場合を含む。）に対してそれぞれ一度に限ります。（同一名義の売上を示す証拠書類に基づく申請は一度限りとします。）

【参考】期間等の定義

･対象期間：2021年1月から3月までの期間

･基準年　：新型コロナウイルス感染症の拡大の影響が顕在化する前の年（申請者が2019年又は2020年から選択）

･基準期間：基準年の1月から3月まで

･候補月　：対象期間内に、基準年の同月と比べて、緊急事態宣言影響により事業収入が50％以上減少した月

･対象月　：申請者が一時支援金の給付の申請に際し候補月のうち申請を行う日の属する月の前月までの中から任意に特定して申告するひと月

1.申請の要件を確認する②（給付対象者･不給付要件）

不給付要件

下記の（1）から（7）までのいずれかに該当する場合は、給付対象外となります。

（1）一時支援金の給付通知を受け取った者

（2）国、法人税法別表第1に規定する公共法人

（3）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者

（4）政治団体

（5）宗教上の組織又は団体

（6）地方公共団体による営業時間短縮要請に伴い新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を用いている協力金の支払対象となっている飲食店

（7）（1）～（6）に掲げる者のほか、一時支援金の趣旨･目的に照らして適当でないと中小企業庁長官が判断する者

※ 不給付要件のいずれかに該当する者は、たとえ不給付要件に該当しない他の事業を行っている場合であっても、一時支援金を受給することはできません。

1.申請の要件を確認する（宣誓･同意事項）

宣誓･同意事項

給付規程第9条の規定に基づき、次の（1）から（4）までのいずれにも宣誓し、次の（5）から（11）までのいずれにも同意する必要があります。

また、虚偽の宣誓を行った場合や同意事項に違反した場合は、速やかに一時支援金の給付の辞退又は返還を行っていただきます。

※ 宣誓･同意書の添付に加え、申請画面においても、宣誓･同意頂きます。

●宣誓･同意事項

（1）給付要件を満たしていること

※事業活動に季節性があるケース（例：夏場の海水浴場）における繁忙期や農産物の出荷時期以外など、**通常事業収入を得られない時期を対象月として緊急事態宣言の影響により事業収入が減少したわけではないにも関わらず給付を申請する場合**、**売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により対象月の売上が減少している場合**や**法人成り又は事業承継の直後など、（緊急事態宣言とは関係なく、）単に営業日数が少ないことにより対象月の売上が50％以上減少している場合**は、給付要件を満たさないため、**給付対象外**です。

（2）給付規程第7条第3項の基本情報及び同条第4項の証拠書類等に虚偽のないこと

（3）給付規程別紙2で定める暴力団排除に関する誓約事項について遵守すること

（4）一時支援金の給付を受けた後にも事業を継続する意思があること

（5）給付規程で定める確定申告書並びにその裏付けとなる取引内容が確認できる帳簿書類及び通帳並びに中小企業庁又は事務局が定める緊急事態宣言影響を証明する証拠書類を電磁的記録等により7年間保存すること

（6）飲食店であって、地方公共団体による営業時間短縮要請に伴う協力金の支払対象であり、当該協力金が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を用いている場合には、一時支援金の受給資格がないことに同意し、既に一時支援金を受給していた場合には速やかに返還すること

（7）事務局又は中小企業庁長官が委任若しくは準委任した者の求めに応じて、上記（5）で保存している情報を速やかに提出すること

（8）事務局又は中小企業庁長官が委任若しくは準委任した者が第13条に基づいて行う関係書類の提出指導、事情聴取及び立入検査等の調査に応じること

（9）給付規程に定める無資格受給又は不正受給等が発覚した場合には、給付規程第13条に従い一時支援金の返還等を遅滞なく行う義務を負うほか、申請者の法人名、屋号･雅号、氏名等の公表等の措置がとられる場合があること

（10）提出した基本情報等が一時支援金の事務のために第三者に提供される場合及び一時支援金の給付等に必要な範囲において申請者の個人情報が第三者から取得される場合があること

（11）給付規程に従うこと

1.申請の要件を確認する（給付額の算定方法）

給付額の算定方法

一時支援金の給付額は、**60万円を超えない範囲**で、**2019年又は2020年**（基準年）**の1月から3月まで**（基準期間）の事業収入から**対象月（※）の月間事業収入に3を乗じて得た額**を差し引いたものとする。

※ 基準年の同月と比べて事業収入が50％以上減少した月を【候補月】と呼び、候補月のうち申請を行う日の属する月の前月までの中から任意に特定して申告するひと月を【対象月】と呼びます。

■給付額の算定式

S：給付額（上限60万円）

A：基準期間の事業収入

B：対象月の月間事業収入

S＝A－B×3

給付の上限は**60万円**となります。

※ **給付額の算定に用いる事業収入等については、持続化給付金や家賃支援給付金を含めた新型コロナウイルス感染症対策に関連する給付金や新型コロナウイルス感染症対策として地方公共団体による営業時間短縮営業に伴い支払われる協力金などを除いた額で申請していただきます。**そのため、「確定申告書に記載の事業収入等」と「申請フォームに記載の事業収入」に相違があっても、不正受給等のおそれがある等の理由により調査等が必要であると事務局が認める場合を除き、原則として、事務局からは、その記載内容の確認や修正等の依頼は致しません。確定申告に当たっての給付金等を計上区分については、以下をご参照ください。

（https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/jyoseikin_kazei.pdf）

1.申請の要件を確認する（算定例（基準年が2019年の場合））

給付額の算定例（基準年が2019年の場合）

給付金額の算定例1）決算月が3月の場合

2018年度	2018年									2019年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60
2019年度	2019年									2020年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	60	60	60	60	60	60	60	60	60	30	30	30
2020年度	2020年									2021年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	30	30	30	40	40	40	40	40	40	20	40	40

A：2019年の1月から3月までの事業収入：180万円

B：2021年の1月の月間事業収入：20万円

※2019年1月の月間事業収入60万円に対して、2021年1月の月間事業収入が20万円であり、
2019年同月比で50%以上減少しているため給付対象となります。

120万円＝180万円－20万円×3

120万円＞60万円（上限額）

S：給付額60万円

給付金額の算定例2）決算月が1月の場合

2018年度	2018年											2019年
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60
2019年度	2019年											2020年
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	30
2020年度	2020年											2021年
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
	30	30	30	30	30	40	40	40	40	40	40	40
2021年度	2021年											2022年
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
	20	40										

A：2019年の1月から3月までの事業収入：180万円

B：2021年の2月の月間事業収入：20万円

※2019年2月の月間事業収入60万円に対して、2021年2月の月間事業収入が20万円であり、
2019年同月比で50%以上減少しているため給付対象となります。

120万円＝180万円－20万円×3

120万円＞60万円（上限額）

給付額60万円

1.申請の要件を確認する（算定例（基準年が2020年の場合））

給付額の算定例（基準年が2020年の場合）

給付金額の算定例1）決算月が3月の場合

2018年度	2018年									2019年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
2019年度	2019年									2020年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60
2020年度	2020年									2021年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	30	30	30	40	40	40	40	40	40	20	40	40

A：2020年の1月から3月までの事業収入：180万円

B：2021年の1月の月間事業収入：20万円

※2020年1月の月間事業収入60万円に対して、2021年1月の月間事業収入が20万円であり、
2020年同月比で50%以上減少しているため給付対象となります。

120万円＝180万円－20万円×3

120万円＞60万円（上限額）

S：給付額60万円

給付金額の算定例2）決算月が1月の場合

2018年度	2018年											2019年
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
2019年度	2019年											2020年
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
	30	30	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60
2020年度	2020年											2021年
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
	60	60	60	30	30	40	40	40	40	40	40	20
2021年度	2021年											2022年
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
	40	40										

A：2020年の1月から3月までの事業収入：180万円

B：2021年の1月の月間事業収入：20万円

※2020年1月の月間事業収入60万円に対して、2021年1月の月間事業収入20万円であり、
2020年同月比で50%以上減少しているため給付対象となります。

120万円＝180万円－20万円×3

120万円＞60万円（上限額）

S：給付額60万円

一時支援金
申請の手続き

通常申請

1.申請の要件を確認する

2.申請する

申請特例

1.要件・証拠書類等を確認する

申請時の注意事項

申請時の注意事項

2.申請する（申請期間･方法）

申請期間･方法

(1)申請期間

一時支援金の申請期間は、**令和3年3月8日から令和3年5月31日**までです。
ただし、**特例**を用いる申請期間は、**令和3年3月19日から令和3年5月31日**までです。

※申請に必要な書類の準備に時間を要するなど、申請期限に間に合わない合理的な理由がある方のうち、**5月31日までに、①「申請IDの発行」及び②「書類の提出期限延長の申込」の両方がお済みの方**については、**「申請に必要な書類の提出期限」を6月15日まで延長**しております。ただし、申請する前に必要な**「登録確認機関での事前確認」が受けられるのは6月11日まで**となりますので、ご注意ください。

(2)申請方法

一時支援金の申請用HP（https://ichijishienkin.go.jp/）からの電子申請。

■ 一時支援金の電子申請の流れ

宣誓･同意事項のチェック

- 宣誓･同意事項の内容を全て確認した上で、各項目にチェックを入れてください。
- 宣誓･同意事項の各項目の内容は「P.9」を参照してください。

申請情報の入力

- 基本情報、口座情報、売上情報等を入力してください。
- 入力項目の詳細は「P.15」を参照してください。

証拠書類等の添付

- 申請に必要な証拠書類等を添付してください。
- 証拠書類等の詳細は「P.16 ~」を参照してください。

一時支援金の申請完了

※一時支援金の電子申請を行う前に申請IDの発番、登録確認機関による事前確認を受ける必要があります（P.5）。
※電子申請の操作方法等については、一時支援金HPの資料ダウンロードに掲載している「オンライン申請手順のご案内」をご覧ください。（https://ichijishienkin.go.jp/downloads/index.html）

2.申請する（基本情報の入力）

基本情報の入力

基本情報として入力いただくのは下記の項目です。

①	法人番号	13桁の法人番号を入力してください
②	法人名	会社名を入力してください
③	本店所在地	郵便番号・住所（都道府県・市区町村・番地・ビルマンション名等）を入力してください
④	書類送付先	郵便番号・住所（都道府県・市区町村・番地・ビルマンション名等）を入力してください ※③と同じ場合は入力不要
⑤	決算月	決算月を入力してください
⑥	設立年月日	設立年月日を西暦で入力してください
⑦	業種（日本産業分類）	大分類、中分類で該当する業種を入力してください（申請画面で選択式）
⑧	事業内容	事業内容を入力してください 飲食店である場合はその旨及び飲食店の営業許可番号を入力してください
⑨	資本金額・出資の総額	資本金の額または出資の総額を入力してください
⑩	常時使用する従業員数	常時使用する従業員の数を入力してください
⑪	代表者役職	代表者の役職を入力してください
⑫	代表者氏名	代表者の氏名とフリガナを入力してください
⑬	代表電話番号	電話番号を入力してください
⑭	担当者氏名	担当者の氏名とフリガナを入力してください 代表者と同じ場合「同上」と入力してください
⑮	担当者電話番号	担当者の電話番号を入力してください 代表者電話番号と同じ場合「同上」と入力してください
⑯	担当者メールアドレス	アカウント登録時のメールアドレスが自動入力されます
⑰	基準年	2019年又は2020年を入力してください(申請画面で選択式)
⑱	対象月	対象月を入力してください
⑲	2019年1月から2021年3月までの毎月の月間事業収入	2019年1月から2021年3月までの毎月の月間事業収入を入力してください ※2021年の対象月に1月又は2月を選択した場合は、その対象月の翌月以降の月間事業収入の入力は任意です。 ※2019年1月から2020年12月までの間に設立・開業した場合は、設立・開業した月よりも前の月の月間事業収入の入力は任意です。 ※白色申告を行っている場合、青色申告を行っている者であって所得税青色申告決算書を提出しない場合、又は特定非営利活動法人若しくは公益法人等であって月次の事業収入を確定的に記入できない場合は、2020年12月以前の各月の月間事業収入の入力は任意です。

※ 給付額の算定に用いる事業収入等については、持続化給付金や家賃支援給付金を含めた新型コロナウイルス感染症対策に関連する給付金や新型コロナウイルス感染症対策として地方公共団体による営業時間短縮営業に伴い支払われる協力金などを除いた額で申請していただきます。そのため、「確定申告書に記載の事業収入等」と「申請フォームに記載の事業収入」に相違があっても、不正受給等のおそれがある等の理由により調査等が必要であると事務局が認める場合を除き、原則として、事務局からは、その記載内容の確認や修正等の依頼は致しません。確定申告に当たっての給付金等を計上区分については、以下をご参照ください。

（https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/jyoseikin_kazei.pdf）

2.申請する（口座情報の入力、証拠書類等の添付）

口座情報の入力

口座情報として入力いただくのは下記の項目です。

①	金融機関名	金融機関名を入力してください
②	金融機関コード	金融機関コード（4桁の数字）
③	支店名	支店名を入力してください
④	支店コード	支店コード（3桁の数字）
⑤	種別	普通預金/当座預金
⑥	口座番号	口座番号を入力してください
⑦	口座名義人	法人名と一致するもの

※ 法人名義の振込先口座が存在しない場合には、法人の代表者名義の口座も可能。

証拠書類等の種類

■申請には下記の6種類の証拠書類等の提出が必要となります。

- スキャンした画像だけでなく、デジタルカメラやスマートフォン等で撮影した写真でご提出いただけますが、**細かな文字が読み取れるよう鮮明な写真の添付**をお願いします。
- **各データの保存形式はPDF・JPG・PNGでお願いします。**

	証拠書類等の名前	証拠書類等の内容	ページ
①	確定申告書類	• **2019年1月から同年3月まで及び2020年1月から同年3月までをその期間内に含む全ての事業年度**の確定申告書類 - 確定申告書別表一の控え（最低2枚）※ - 法人事業概況説明書の控え（最低4枚（両面））	P17, 18
②	対象月の売上台帳等	• 2021年の対象月の月間事業収入が確認できる売上台帳等	P.19
③	履歴事項全部証明書	• 申請者の履歴事項全部証明書 （申請時から**３ヶ月以内に発行**されたものに限ります。）	P.20
④	通帳の写し	• 金融機関名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が確認できるもの	P.21
⑤	宣誓・同意書	• 給付規程により様式が定められた宣誓・同意書 （**代表者本人が自署したもの**が必要となります）	P.22
⑥	2019～2021年の各年１～３月における顧客である法人の情報及び個人事業者等の情報が確認できる書類 (一時支援金に係る取引先情報一覧)	• 2019～2021年の各年１～３月における顧客である法人の法人名、法人番号及び連絡先並びに顧客である個人事業者等の屋号・雅号、氏名及び連絡先 （事務局が定める様式で提出してください。）	P.23

【原則】
確定申告書別表一の控えには、収受日付印が押印（税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字）されていることが必要です（P.17）。 なお、e-Taxによる申告であって、受付日時が印字されていない場合は「受信通知（メール詳細）」を添付することが必要です（P.18）。

【例外】
ただし、収受日付印（税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時の印字）又は「受信通知（メール詳細）」のいずれも存在しない場合には、当該事業年度の確定申告で申告した若しくは申告予定の月次の事業収入を証明できる書類であって、税理士による署名がなされたもの（様式自由）を提出することで代替することができます（P.28）。

2.申請する（証拠書類等の添付①-1 確定申告書）

①-1確定申告書類（最低6枚）

●確定申告書別表一の控え（最低2枚）
●法人事業概況説明書の控え（最低4枚（両面））

→ **「2019年1月から同年3月まで」及び「2020年1月から同年3月まで」をその期間内に含む「全ての事業年度」の分を提出して下さい。**確定申告書別表一の控えには、**収受日付印が押印（税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字）されている**ことが必要です。なお、**e-Taxによる申告であって、受付日時が印字されていない場合は「受信通知（メール詳細）」を添付する**ことが必要です。

※ 各データの保存形式はPDF･JPG･PNGでお願いします。

■2019年1月から同年3月まで及び2020年1月から同年3月までをその期間内に含む全ての事業年度

●確定申告書別表一（最低2枚）

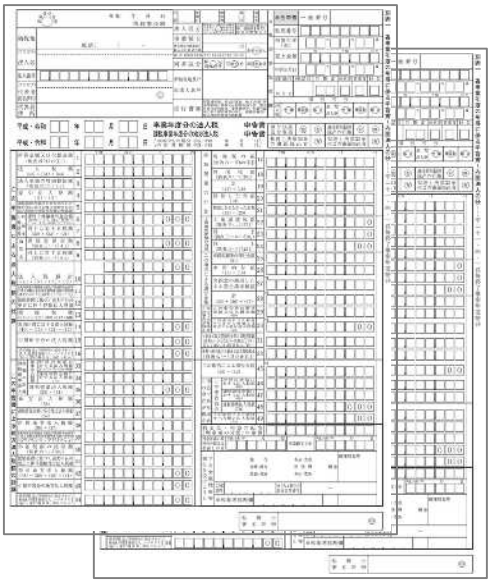

●法人事業概況説明書（最低4枚（両面））

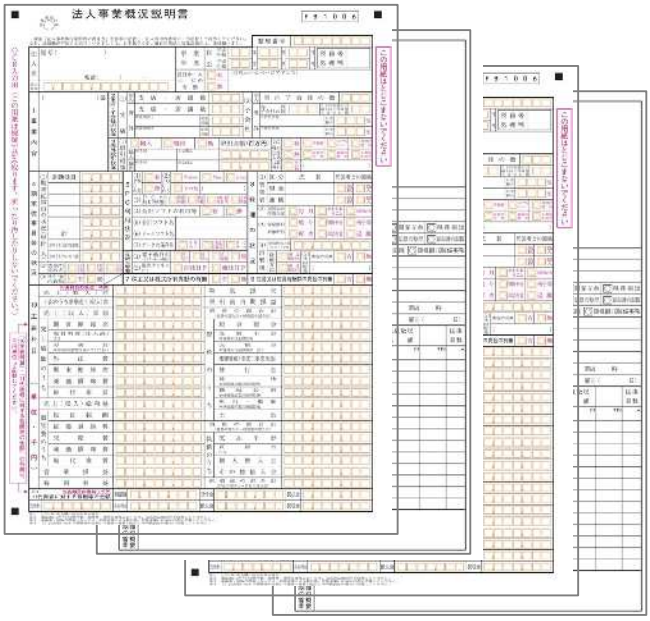

■提出する確定申告書類の事業年度の例

例1）決算月が3月の場合

2018年度	2018年									2019年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
2019年度	2019年									2020年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
2020年度	2020年									2021年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

2019年1月から3月まで及び2020年1月から3月までをその期間内に含む全ての事業年度の確定申告書類
→**2018年度**及び**2019年度**の分の確定申告書類の提出が必要となります

例2）決算月が1月の場合

2018年度	2018年											2019年
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
2019年度	2019年											2020年
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
2020年度	2020年											2021年
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
2021年度	2021年											2022年
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月

2019年1月から3月まで及び2020年1月から3月までをその期間内に含む全ての事業年度の確定申告書類
→**2018年度**、**2019年度**及び**2020年度**の分の確定申告書類の提出が必要となります

①-2確定申告書類 e-Tax（受信通知）（最低8枚）

●確定申告書別表一の控え（最低2枚）
●法人事業概況説明書の控え(最低4枚(両面))
●受信通知（メール詳細）（最低2枚）

→ **2019年1月から同年3月まで及び2020年1月から同年3月までをその期間内に含む全ての事業年度**の分を提出して下さい。（提出する確定申告書類の事業年度の例はP.17を参照ください）

●受信通知（メール詳細）（最低2枚）

※ 確定申告書の上部に「電子申告の日時」と「受付番号」の記載のあるものについては、「受信通知（メール詳細）」の添付は不要となります。

※ 申告者の氏名又は名称、提出先税務署、受付日時、受付番号及び申告した税目等が表示された、申告等データが税務署に到達したことを確認できるメール詳細がわかるものの画像データを「その他の必要な書類」に添付して下さい。

＋

■2019年1月から同年3月まで及び2020年1月から同年3月までをその期間内に含む全ての事業年度

●確定申告書別表一（最低2枚）

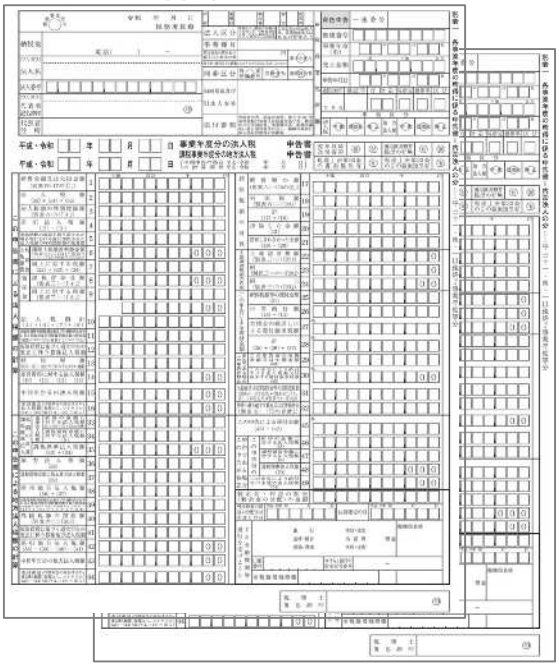

●法人事業概況説明書（最低4枚（両面））

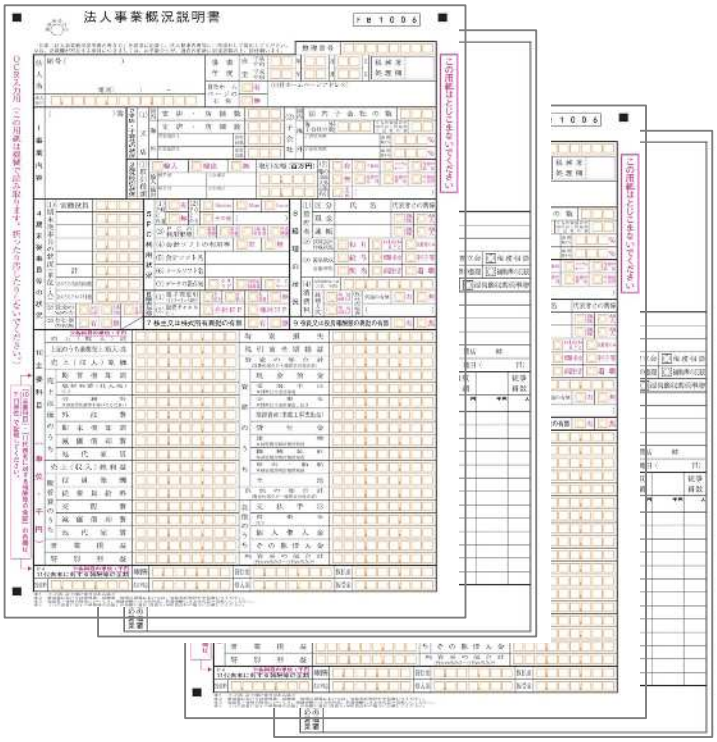

※各データの保存形式はPDF･JPG･PNGでお願いします。

②2021年分の対象月の売上台帳等

- 2021年の対象月の事業収入額（合計）が確認できる売上台帳等を提出して下さい。
- 売上台帳、帳面その他の対象月の属する事業年度の確定申告の基礎となる書類を原則とします。ただし、当該書類を提出できない合理的な事由があるものと事務局が認める場合には、対象月の月間事業収入を確認できる他の書類によることも認めます。
- 基本的な事項（対象月、日付、商品名、販売先、取引金額、合計金額等）が記載されている書類であれば、フォーマットの指定はありませんので、**経理ソフト等から抽出したデータ、エクセルデータ、手書きの売上帳**などでも構いません。基本的な事項（対象月、日付、商品名、販売先、取引金額、合計金額等）が記載されている書類であれば、**書類の名称が「売上台帳」でなくても構いません。**
- 提出するデータが**対象月の事業収入であること及び対象月の事業収入の合計額が明記されている資料を提出してください。「2021年●月」と明記するとともに、合計額にはマーカー等で印を付ける等の対応を行ってください。**

経理ソフトから抽出した売上データ

日付	相手勘定科目	摘要			収入金額	支出金額	残高
伝票No.	相手補助科目	補助科目	相手税区分	税区分	消費税額	消費税額	
	相手部門	部門			繰越金額		-186,750
5/1	売上高	本日売上			157,020		-29,730
001							
5/2	消耗品費	文房具代				864	-30,594
002							
5/4	通信費	切手代　@84×2				168	-30,762
005							
5/6	売上高	本日売上			168,320		137,558
008							

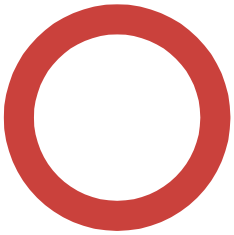

エクセルで作成した売上データ

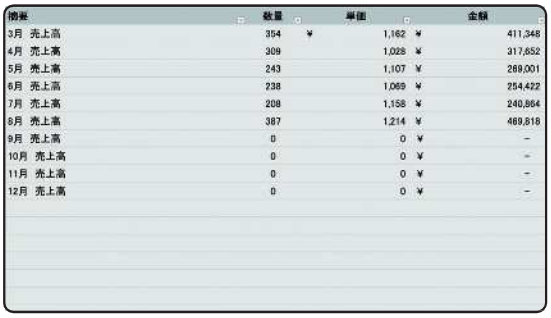

摘要	数量	単価	金額
3月　売上高	354	¥ 1,162	¥ 411,348
4月　売上高	309	1,028	¥ 317,652
5月　売上高	243	1,107	¥ 269,001
6月　売上高	238	1,069	¥ 254,422
7月　売上高	208	1,158	¥ 240,864
8月　売上高	387	1,214	¥ 469,818
9月　売上高	0	0	¥ –
10月　売上高	0	0	¥ –
11月　売上高	0	0	¥ –
12月　売上高	0	0	¥ –

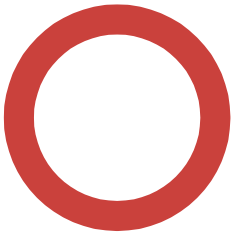

手書きの売上帳のコピーなど

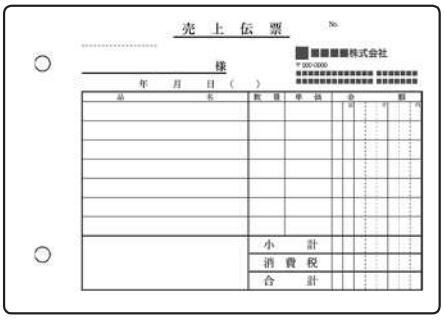

売　上　伝　票　　No.

■■■■■株式会社

様

年　月　日（　）

品名	数量	単価	金額
			小計
			消費税
			合計

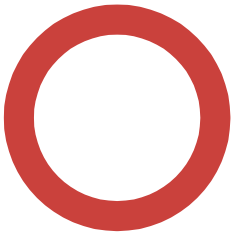

※各データの保存形式はPDF･JPG･PNGでお願いします。

③履歴事項全部証明書

申請者の履歴事項全部証明書を提出してください。

※　申請時から**３ヶ月以内に発行**されたものに限ります。

※　**発行年月日が記載されたページを含む全ページ**を提出してください。

※　履歴事項全部証明書は法務局のHPからの申し込みにより、**オンラインでの請求が可能**です。

履歴事項全部証明書

□□県□□市□□町□□□□
●●●●●●株式会社
会社法人等番号◇◇◇◇-◇◇-◇◇◇◇◇◇

商号	株式会社●●●●●●	
	株式会社□□□□□□	令和□□年□□月□□日変更
		令和□□年□□月□□日登記
本店	□□県□□市□□町□□□□	
公告をする方法	□□□□□□	
会社成立の年月日	令和□□年□□月□□日	
目的	1.○○○ 2.◇◇◇	
発行可能株式総数	□□□□株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行可能株式の総数 □□株	
資本金の額	金□□□□万円	
株式の譲渡制限に 関する規定	当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない	
役員に関する事項	取締役●●●●●	
	□□県□□市□□町□□□□ 代表取締役●●●●●	
登記変更に関する 事項	設立　令和□□年□□月□□日	

これは登記簿に記載されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。
（●●法務局●●支局管轄）
令和□□年□□月□□日

●●法務局登記官　●●●● 印

整理番号□□□□□□　＊下線のあるものは抹消事項であることを示す。

※各データの保存形式はPDF･JPG･PNGでお願いします。

④通帳の写し

- **法人名義の口座**の通帳の写しを提出してください。
  法人名義の振込先口座が存在しない場合には、法人の代表者名義の口座でも可能です。
- **金融機関名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・口座名義人**が確認できるようスキャン又は撮影して下さい。 上記が確認できるように、必要であれば、通帳のオモテ面と通帳を開いた1・2ページ目の**両方を添付して下さい**。

※ 電子通帳などで、紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画面等の画像を提出して下さい。同様に当座口座で紙媒体の通帳がない場合も、電子通帳等の画像を提出して下さい。

●通帳のオモテ面

●通帳を開いた1·2ページ目

● 電子通帳　画面コピー

！！ご注意下さい！！

画像が不鮮明な場合や、金融機関名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・口座名義人が1つでも確認できない場合は、振込ができず、給付金のお支払いができません！

※各データの保存形式はPDF・JPG・PNGでお願いします。

⑤宣誓・同意書

給付規程により様式が定められた宣誓・同意書を提出してください。当該様式は一時支援金HPの「資料ダウンロード」からダウンロードしてください。（https://ichijishienkin.go.jp/downloads/index.html）

※　宣誓・同意書には**代表者本人の自署**が必要となります。

※　視覚や手指等に障害があり、自署の署名が難しい場合には、「○○ ○○　（代筆：△△ △△）」のように、ご自身のお名前に加えて代筆者名と代筆である旨を記載いただいた上で、ご自身の身体障害者手帳（手帳様式は全ページ、カード様式は両面）の写しを自署の署名が必要な書類（宣誓・同意書等）の後ろに添付し、1つのファイルにしていただいたものを申請画面に添付してください。

（様式１）

宣誓・同意書

緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金給付規程（以下「本給付規程」という。）第９条に基づき、次の１から４までのいずれにも宣誓し、次の５から１１までのいずれにも同意します。また、虚偽の宣誓を行った場合又は同意した事項に違反した場合は、一時支援金の給付を受けていない場合は一時支援金の給付を受けることを辞退し、既に一時支援金の給付を受けていた場合は速やかに事務局に返還します。

１．本給付規程に定める給付要件を満たしていること
　※２０２１年１月、２月又は３月の事業収入が、緊急事態宣言影響により、２０１９年又は２０２０年の同月比で５０％以上減少している必要がある。ただし、本給付規程第８条に規定する申請特例を用いる場合は、その申請特例該当要件による。
　※緊急事態宣言の発令地域で地方公共団体による営業時間短縮要請に伴い新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を用いている協力金の支払対象となっている飲食店と直接若しくは間接の取引があったこと、又は、同地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けたことが前提となる。
　※一時支援金の趣旨・目的に基づき売上台帳、帳面その他の確定申告の基礎となる書類に基づく事業収入が２０１９年又は２０２０年の同月比で減少していることが必要である。また、その趣旨・目的が妥当しない理由により対象月の事業収入が２０１９年又は２０２０年の同月比で５０％以上減少している場合、例えば、緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛とは関係なく事業収入が減少している時期を対象月としている場合、売上計上基準の変更及び顧客との取引時期を調整している場合、法人成り又は事業承継の直後等の単に営業日数が少ない場合は、給付要件を満たさない。
２．本給付規程第７条第３項の基本情報及び同条第４項の証拠書類等に虚偽のないこと
　※例えば、事業を実施していないにもかかわらず事業を実施していると偽っている場合、事業収入の額を偽っている場合及びその他証拠書類等に虚偽がある場合は、給付要件を満たさない。
３．本給付規程の別紙２で定める暴力団排除に関する誓約事項について遵守すること
４．一時支援金の給付を受けた後にも事業を継続する意思があること
５．本給付規程で定める確定申告書並びにその裏付けとなる取引内容が確認できる帳簿書類及び通帳並びに中小企業庁又は事務局が定める緊急事態宣言影響を証明する証拠書類を電磁的記録等により７年間保存すること
　※帳簿書類とは、日付、取引先、取引内容、取引金額等が証拠書類とともに確認できる売上台帳、請求書、領収書等を指す。
６．飲食店であって、地方公共団体による営業時間短縮要請に伴う協力金の支払対象であり、当該協力金が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を用いている場合には、一時支援金の受給資格がないことに同意し、既に一時支援金を受給していた場合には速やかに返還すること
７．事務局又は長官が委任若しくは準委任した者の求めに応じて、５で保存している情報を速やかに提出すること
８．事務局又は長官が委任若しくは準委任した者が本給付規程第１３条に基づいて行う関係書類の提出指導、事情聴取及び立入検査等の調査に応じること
９．本給付規程に定める無資格受給又は不正受給等が発覚した場合には、本給付規程第１３条に従い一時支援金の返還等を遅滞なく行う義務を負うほか、申請者の法人名、屋号・雅号、氏名等の公表等の措置がとられる場合があること
１０．提出した基本情報等が一時支援金の事務のために第三者に提供される場合（給付要件の充足性を判断するために事務局又は中小企業庁が申請者の基本情報等を第三者に提供する場合を含む。）及び一時支援金の給付等に必要な範囲において申請者の個人情報が第三者から取得される場合（給付要件の充足性を判断するために事務局又は中小企業庁が申請者の個人情報を第三者から取得する場合を含む。）があること
１１．本給付規程に従うこと

令和　３　年　　月　　日

法人名（法人の場合）

代表者又は個人事業者等の氏名（自署）

宣誓・同意した日付を記載

申請者本人の自署

※各データの保存形式はPDF・JPG・PNGでお願いします。

⑥一時支援金に係る取引先情報一覧

2019～2021年の各年１～３月における顧客である法人の法人名、法人番号並びに連絡先及び顧客である個人事業者等の屋号･雅号、氏名、連絡先が確認できる書類（**事務局が定める様式**）を提出してください。当該様式は一時支援金HPの「資料ダウンロード」からダウンロードしてください。

（https://ichijishienkin.go.jp/downloads/index.html）

※ 2019年1月から2020年12月までの間に設立･開業した事業者であって、**2019年1～3月又は2020年1月～3月の各期間において、それぞれ十分な事業実績がない場合**は、**可能な限り当該期間に近い任意の3ヶ月以内の期間**を選択してください。（**少なくとも2つの独立した期間**を選択してください。）その上で、**取引先情報一覧の余白等**に、任意に選んだ期間をご記載ください。

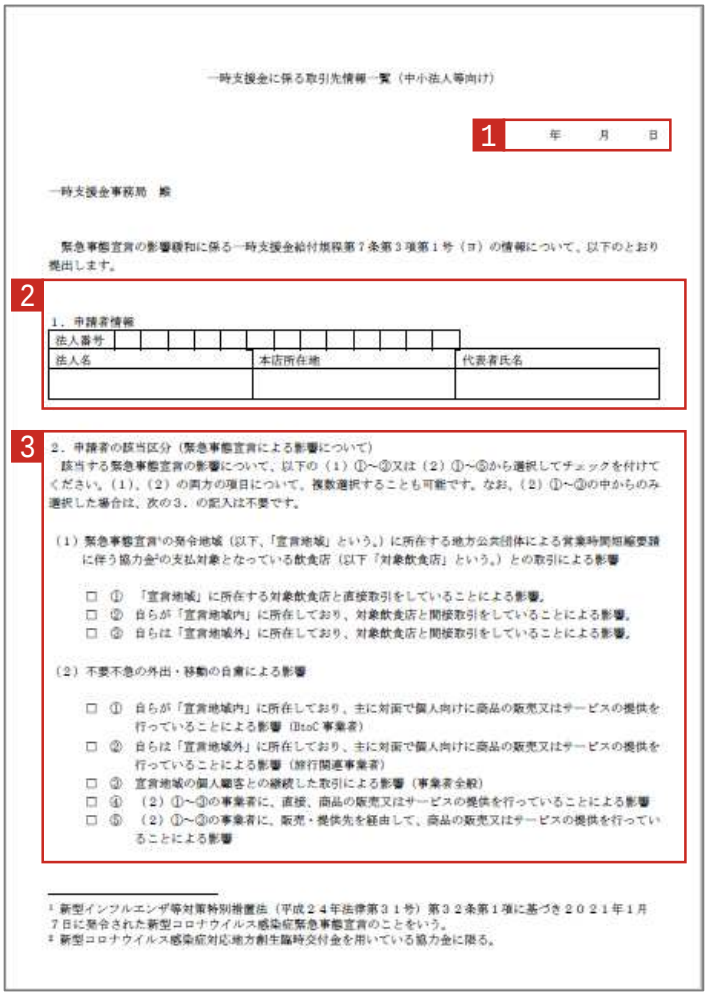

一時支援金に係る取引先情報一覧（中小法人等向け）

1 年 月 日

一時支援金事務局 殿

緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金給付規程第７条第３項第１号（ヨ）の情報について、以下のとおり提出します。

2

1．申請者情報

法人番号		
法人名	本店所在地	代表者氏名

3

2．申請者の該当区分（緊急事態宣言による影響について）

該当する緊急事態宣言の影響について、以下の（１）①～③又は（２）①～⑤から選択してチェックを付けてください。（１）、（２）の両方の項目について、複数選択することも可能です。なお、（２）①～③の中からのみ選択した場合は、次の３．の記入は不要です。

（１）緊急事態宣言[1]の発令地域（以下、「宣言地域」という。）に所在する地方公共団体による営業時間短縮要請に伴う協力金[2]の支払対象となっている飲食店（以下「対象飲食店」という。）との取引による影響

□ ① 「宣言地域」に所在する対象飲食店と直接取引をしていることによる影響。
□ ② 自らが「宣言地域内」に所在しており、対象飲食店と間接取引をしていることによる影響。
□ ③ 自らは「宣言地域外」に所在しており、対象飲食店と間接取引をしていることによる影響。

（２）不要不急の外出・移動の自粛による影響

□ ① 自らが「宣言地域内」に所在しており、主に対面で個人向けに商品の販売又はサービスの提供を行っていることによる影響（BtoC 事業者）
□ ② 自らは「宣言地域外」に所在しており、主に対面で個人向けに商品の販売又はサービスの提供を行っていることによる影響（旅行関連事業者）
□ ③ 宣言地域の個人顧客との継続した取引による影響（事業者全般）
□ ④ （２）①～③の事業者に、直接、商品の販売又はサービスの提供を行っていることによる影響
□ ⑤ （２）①～③の事業者に、販売・提供先を経由して、商品の販売又はサービスの提供を行っていることによる影響

[1] 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成２４年法律第３１号）第３２条第１項に基づき２０２１年１月７日に発令された新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言のことをいう。
[2] 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を用いている協力金に限る。

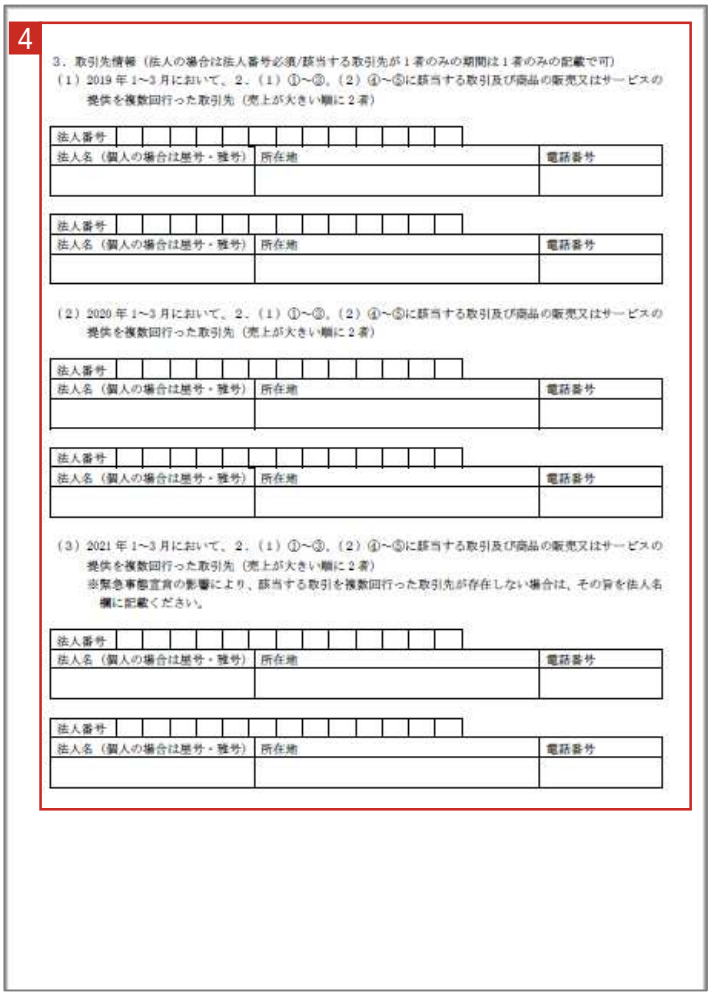

4

3．取引先情報（法人の場合は法人番号必須/該当する取引先が１者のみの期間は１者のみの記載で可）

（１）2019 年 1～3 月において、2．（１）①～③、（２）④～⑤に該当する取引及び商品の販売又はサービスの提供を複数回行った取引先（売上が大きい順に２者）

法人番号		
法人名（個人の場合は屋号・雅号）	所在地	電話番号

法人番号		
法人名（個人の場合は屋号・雅号）	所在地	電話番号

（２）2020 年 1～3 月において、2．（１）①～③、（２）④～⑤に該当する取引及び商品の販売又はサービスの提供を複数回行った取引先（売上が大きい順に２者）

法人番号		
法人名（個人の場合は屋号・雅号）	所在地	電話番号

法人番号		
法人名（個人の場合は屋号・雅号）	所在地	電話番号

（３）2021 年 1～3 月において、2．（１）①～③、（２）④～⑤に該当する取引及び商品の販売又はサービスの提供を複数回行った取引先（売上が大きい順に２者）
※緊急事態宣言の影響により、該当する取引を複数回行った取引先が存在しない場合は、その旨を法人名欄に記載ください。

法人番号		
法人名（個人の場合は屋号・雅号）	所在地	電話番号

法人番号		
法人名（個人の場合は屋号・雅号）	所在地	電話番号

1 本取引先情報一覧を作成した日付を記入してください。

2 申請者情報について、法人番号、法人名、本店所在地、代表者氏名を記入してください。

3 該当する緊急事態宣言の影響について、（１）①～③又は（２）①～⑤から選択してチェックを付けてください。（１）、（２）の両方の項目について、複数選択することも可能です。なお、**（２）①～③の中からのみ選択した場合は、4の記入は不要です。**

4 3でチェックを付けた「（１）①～③、（２）④～⑤」に該当する取引及び商品の販売又はサービスの提供を複数回行った取引先（売上が大きい順に2者）について、（１）2019年1月 ~3月分、（２）2020年1月 ~3月分、（３）2021年1月 ~3月分をそれぞれ入力してください。なお、該当する取引先が1者のみの期間は1者のみを記入してください。

※各データの保存形式はPDF･JPG･PNGでお願いします。

2.申請する（登録内容の確認･証拠書類等の添付･確認）

登録内容の確認

●宣誓･同意事項の承認（チェック）

●下記の入力情報が正しいかの確認

① 基本情報
② 売上額
③ 口座情報

証拠書類等の添付･確認

●証拠書類等が正しく添付されているかの確認

① 確定申告書別表一の控え及び法人事業概況説明書の控え
② 2021年の対象月の売上台帳等
③ 履歴事項全部証明書
④ 通帳の写し
⑤ 宣誓･同意書
⑥ 一時支援金に係る取引先情報一覧

2.申請する（申請後の流れ･不正受給時の対応）

申請後の流れ

申請頂いた内容･証拠書類等の確認をさせていただきます。

不明な点が発生した場合、入力いただきましたメールアドレスへ連絡をさせていただきますので、連絡が入りましたらマイページで内容をご確認いただき、対応をお願いします。

申請内容に不備等が無ければ、申請頂いた内容･証拠書類等の確認完了後、事務局名義にて申請された銀行口座に振り込みを行います。

なお、確認が終了した際には、給付通知（不給付の場合には不給付通知）を発送させていただきます。 通知が到着した際には内容をご確認下さい。

※ 通知の到着前に振込が行われる場合もあること、予めご了承下さい。

不正受給時の対応

提出された基本情報等について、不審な点が見られる場合、調査を行うことがあります。調査の結果によって**不正受給と判断された場合、以下の措置を講じます。**

① 一時支援金の全額に、不正受給の日の翌日から返還の日まで、年3%の割合で算定した延滞金を加え、これらの合計額にその2割に相当する額を加えた額を**返還請求**を行います。

② 申請者の**法人名等の公表を講じることがあります**。

③ 不正の内容等により、不正に一時支援金を受給した**申請者を告訴･告発**します。

相談ダイヤル

一時支援金相談窓口　フリーダイヤル 0120-211-240

[IP 電話専用回線]03-6629-0479

営業時間　8 :30～19 :00（土曜日･祝日含む全日）

※最新の営業時間につきましては、一時支援金事務局HPをご確認ください。

※申請サポート会場については、一時支援金HPでご確認下さい。

「一時支援金」の不正受給は犯罪です。

一時支援金
申請の手続き

通常申請

1.申請の要件を確認する

2.申請する

申請特例

1.要件・証拠書類等を確認する

※　通常の申請では不都合が生じる場合ご覧ください。

※　特例の条件を満たさない場合も、給付要件を
満たしていれば通常の申請を行うことは可能です。

申請時の注意事項

申請時の注意事項

証拠書類等及び給付額の算定等に関する特例

A：証拠書類等に関する特例

A-1	2019年1月から同年3月まで及び2020年1月から同年3月までをその期間内に含む全ての事業年度の確定申告書類について、合理的な事由により提出できないものと事務局が認める場合	P.28

B：給付額等に関する特例

B-1	**2019年・2020年新規開業特例** 2019年1月から2020年12月までの間に設立した法人に対する特例	P.29～32
B-2	**季節性収入特例** 月当たりの事業収入の変動が大きい法人に対する特例	P.33
B-3	**合併特例** 事業収入を比較する2つの月の間に合併した法人に対する特例	P.34～35
B-4	**連結納税特例** 連結納税している法人に対する特例	P.36
B-5	**罹災特例** 2018年又は2019年に発行された罹災証明書等を有する法人に対する特例	P.37～39
B-6	**法人成り特例** 事業収入を比較する2つの月の間に個人事業者から法人化した者に対する特例	P.40～44
B-7	**NPO法人・公益法人等特例** 特定非営利法人及び公益法人等に対する特例	P.45～52

A-1 証拠書類等の特例

2019年1月から同年3月まで及び2020年1月から同年3月までをその期間内に含む全ての事業年度の確定申告書別表一及び法人事業概況説明書について、以下の場合、代替の証拠書類を提出の上、申請してください。

■ 適用条件

2019年1月から同年3月まで及び2020年1月から同年3月までをその期間内に含む全ての事業年度の確定申告書別表一及び法人事業概況説明書について、合理的な事由により提出できないものと事務局が認める場合（例：収受日付印が押印されていない場合）

■ 代替の証拠書類

当該事業年度の１事業年度前の確定申告書別表一及び法人事業概況説明書の控え

又は

当該事業年度の確定申告で申告した若しくは申告予定の月次の事業収入を証明できる書類であって、**税理士による署名がなされたもの**（様式自由）で代替することができます。

※ 2019年２月から同年３月（又は2020年２月から同年３月）に法人を設立した場合であって、[B-1 2019･2020年新規開業特例] を用いない場合は、2019年1月から同年3月（又は2020年１月から同年３月）をその期間内に含む全ての事業年度の確定申告書類の代わりに、法人を設立した日の属する月から2019年３月（又は2020年３月）までをその期間内に含む全ての事業年度の確定申告書類を提出することができます。その場合には、本特例（A-1）において、申請してください。

■給付額の算定式

S＝A－B×3

S：給付額（上限60万円）

A：基準期間の事業収入（※）

B：対象月の月間事業収入

※ 1事業年度前の確定申告書別表一の控えを提出した場合、給付金の算定も提出された事業年度と比較して行います。

証拠書類等

① 2019年1月から同年3月まで及び2020年1月から同年3月までをその期間内に含む全ての事業年度の確定申告書別表一の控え及び法人事業概況説明書の控え（P.17～）
ただし、提出できない事業年度分がある場合、上記の代替の証拠書類を提出してください。

② 対象月の月間事業収入が確認できる売上台帳等（P.19）

③ 申請者の履歴事項全部証明書（P.20）
※2019年2月から同年3月（又は2020年2月から同年3月）までの間に法人を設立した場合で、本特例を用いる場合は、法人の設立年月日が2019年2月1日から同年3月31日（又は2020年2月1日から同年3月31日）までのものに限る。

④ 法人名義の振込先口座の通帳の写し（P.21）

⑤ 宣誓･同意書（P.22）

⑥ 取引先情報一覧（P.23）

■ **代替の証拠書類の提出例**

例）税理士による署名がなされた申告予定の月次の事業収入を証明できる書類で代替する場合

2019年度	2019年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2020年度	2020年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2021年度	2021年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月

確定申告が完了していない等の理由により、 2020年1月、2月、3月の事業収入を含む2020年度の確定申告書類を提出できない。

→ 本特例により、**当該事業年度の確定申告で申告予定の月次の事業収入を証明できる書類（税理士による署名がなされたもの）**で代替することができます。

B-1 新規開業特例（2019年設立の場合）

2019年1月から2019年12月までの間に法人を設立した場合であって、以下の適用条件を満たす場合、証拠書類等、給付額の算定式及び基本情報の特例の適用を選択することができます。

■適用条件

2019年を基準年とした上で、対象月の月間事業収入が、**2019年の法人を設立した月から同年12月までの月平均の事業収入**と比べて50%以上減少している

■給付額の算定式

S＝A÷M×3－B×3

S：給付額（上限60万円）

A：**2019年**の年間事業収入

M：**2019年**の設立後月数（法人を設立した月は、操業日数にかかわらず、1か月とみなす）

B：対象月の月間事業収入

証拠書類等

① **2019年の法人設立月から同年12月まで及び2020年1月から同年3月までをその期間内に含む**全ての事業年度の確定申告書別表一の控え及び法人事業概況説明書の控え（P.17～）
② 対象月の月間事業収入が確認できる売上台帳等（P.19）
③ 法人名義の振込先口座の通帳の写し（P.21）
④ 宣誓･同意書（P.22）
⑤ 取引先情報一覧（P.23）
⑥ 申請者の履歴事項全部証明書（P.30）
（法人の設立年月日が**2019年1月1日から2019年12月31日まで**のものに限る）

算定例

算定例）2019年9月に法人を設立した場合

	2019年									2020年	2021年		
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	･･	1	2	3
万円						40	60	80	100	･･	40	20	60

2019年の年間事業収入：280万円
月平均の事業収入：70万円（280万円÷4か月）

対象月の事業収入
20万円

50%以上減
→ 対象月＝2月

A：2019年の年間事業収入＝40+60+80+100=280万円
M：2019年の設立後月数＝4か月
B：2021年の対象月の事業収入＝20万円
S：280÷4×3－20×3＝150万円 ＞ 60万円（上限額）
→ **給付額60万円**

B-1 新規開業特例（2019年設立の場合）

■履歴事項全部証明書

- 法人の設立年月日が**2019年1月1日から同年12月31日まで**であること。

※ 申請時から**3ヶ月以内に発行**されたものに限ります。

※ **発行年月日が記載されたページを含む全ページ**を提出してください。

※ 履歴事項全部証明書は法務局のHPからの申し込みにより、**オンラインでの請求が可能**です。

「会社成立の年月日」が**2019年1月1日から同年12月31日まで**であること。

履歴事項全部証明書

□□県□□市□□町□□□□
●●●●●●株式会社
会社法人等番号◇◇◇◇-◇◇-◇◇◇◇◇◇

商号	株式会社●●●●●●	
	株式会社□□□□□□	令和□□年□□月□□日変更 令和□□年□□月□□日登記
本店	□□県□□市□□町□□□□	
公告をする方法	□□□□□□	
会社成立の年月日	令和□□年□□月□□日	
目的	1.○○○ 2.◇◇◇	
発行可能株式総数	□□□□株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行可能株式の総数 □□株	
資本金の額	金□□□□万円	
株式の譲渡制限に 関する規定	当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない	
役員に関する事項	取締役●●●●●	
	□□県□□市□□町□□□□ 代表取締役●●●●●	
登記変更に関する 事項	設立　令和□□年□□月□□日	

これは登記簿に記載されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。
（●●法務局●●支局管轄）
令和□□年□□月□□日

●●法務局登記官　●●●● 印

整理番号□□□□□□　＊下線のあるものは抹消事項であることを示す。

B-1 新規開業特例（2020年設立の場合）

2020年1月から2020年12月までの間に法人を設立した場合であって、以下の適用条件を満たす場合、証拠書類等、給付額の算定式及び基本情報の特例の適用を選択することができます。

■適用条件

2020年を基準年とした上で、対象月の月間事業収入が、**2020年の法人を設立した月から同年12月までの月平均の事業収入**と比べて50%以上減少している。

■給付額の算定式

S＝A÷M×3－B×3

S：給付額（上限60万円）

A：**2020年**の年間事業収入

M：**2020年**の設立後月数（法人を設立した月は、操業日数にかかわらず、1か月とみなす）

B：対象月の月間事業収入

証拠書類等

① **2020年の法人設立月から同年12月までをその期間内に含む**全ての事業年度の確定申告書別表一の控え及び法人事業概況説明書の控え（P.17～）

※ 合理的な事由により提出できないものと事務局が認める場合には、税理士による署名がなされた申告予定の月次の事業収入を証明できる書類を代替書類として提出できます

② 対象月の月間事業収入が確認できる売上台帳等（P.19）

③ 法人名義の振込先口座の通帳の写し（P.21）

④ 宣誓･同意書（P.22）

⑤ 取引先情報一覧（P.23）

⑥ 申請者の履歴事項全部証明書（P.32）
（法人の設立年月日が**2020年1月1日から2020年12月31日まで**のものに限る）

算定例

算定例）2020年9月に法人を設立した場合

	2020年									2021年		
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
万円						40	60	80	100	40	20	60

2020年の年間事業収入：280万円
月平均の事業収入：70万円（280万円÷4か月）

対象月の事業収入
20万円

50%以上減
→ 対象月＝2月

A：2020年の年間事業収入＝40+60+80+100=280万円
M：2020年の設立後月数＝4か月
B：2021年の対象月の事業収入＝20万円
S：280÷4×3－20×3＝150万円 ＞ 60万円（上限額）
→ **給付額60万円**

B-1 新規開業特例（2020年設立の場合）

■履歴事項全部証明書

- 法人の設立年月日が**2020年1月1日から同年12月31日まで**であること。

※ 申請時から**3ヶ月以内に発行**されたものに限ります。

※ **発行年月日が記載されたページを含む全ページ**を提出してください。

※ 履歴事項全部証明書は法務局のHPからの申し込みにより、**オンラインでの請求が可能**です。

「会社成立の年月日」が
2020年1月1日から
同年12月31日まで
であること。

履歴事項全部証明書

□□県□□市□□町□□□□
●●●●●●株式会社
会社法人等番号◇◇◇◇-◇◇-◇◇◇◇◇◇

商号	株式会社●●●●●●	
	株式会社□□□□□□	令和□□年□□月□□日変更 令和□□年□□月□□日登記
本店	□□県□□市□□町□□□□	
公告をする方法	□□□□□□	
会社成立の年月日	令和□□年□□月□□日	
目的	1.○○○ 2.◇◇◇	
発行可能株式総数	□□□□株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行可能株式の総数 □□株	
資本金の額	金□□□□万円	
株式の譲渡制限に 関する規定	当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない	
役員に関する事項	取締役●●●●●	
	□□県□□市□□町□□□□ 代表取締役●●●●●	
登記変更に関する 事項	設立　令和□□年□□月□□日	

これは登記簿に記載されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。
（●●法務局●●支局管轄）
令和□□年□□月□□日

●●法務局登記官　●●●● 印

整理番号□□□□□□　＊下線のあるものは抹消事項であることを示す。

B-2　季節性収入特例（月当たりの事業収入の変動が大きい法人）

収入に季節性がある場合など、月当たりの事業収入の変動が大きい場合であって、以下の適用条件を満たす場合、証拠書類等、給付額の算定式及び基本情報の特例の適用を選択することができます。

■適用条件

対象期間（2021年1月から同年3月まで）の事業収入の合計が、**基準期間（2019年の1月から同年3月まで又は2020年の1月から同年3月まで）**の事業収入の合計と比べて50%以上減少している。

■給付額の算定式

S ＝ A － B

S：給付額（上限60万円）

A：基準期間の事業収入の合計

※ 法人事業概況説明書に月次の事業収入が記載されていない場合には、基準期間の終了月の属する事業年度の年間事業収入を４で除して得た額

B：対象期間の事業収入の合計

証拠書類等

① 2019年1月から同年3月まで及び2020年1月から同年3月までをその期間内に含む全ての事業年度の確定申告書別表一の控え及び法人事業概況説明書の控え（P.17 ~）

② **対象期間の毎月**の月間事業収入が確認できる売上台帳等（P.19）

※ 売上台帳等は**対象期間（2021年1月から同年3月まで）の毎月の**月間事業収入が確認できるものを提出してください。

③ 申請者の履歴事項全部証明書（P.20）

④ 法人名義の振込先口座の通帳の写し（P.21）

⑤ 宣誓･同意書（P.22）

⑥ 取引先情報一覧（P.23）

給付額の算定例

算定例）決算月が3月で基準年を2019年とする場合

2018年度	2018年									2019年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	10	10	10	10	10	10	10	10	10	60	60	60
2019年度	2019年									2020年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	10	10	10	10	10	10	10	10	10	30	30	30
2020年度	2020年									2021年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	10	10	10	10	10	10	10	10	10	20	20	20

A：基準期間の事業収入＝60+60+60=180万円

B：対象期間の事業収入＝20+20+20=60万円

※ 2019年1月から3月までの月間事業収入合計180万円に対して、2021年1月から3月までの月間事業収入合計が60万円であり、2019年同期間比で50%以上減少しているため給付対象となります。

S：180万円－60万円 ＝ 120万円 ＞ 60万円（上限額）

→ **給付額60万円**

B-3　合併特例（合併した法人）

事業収入を比較する2つの月の間に合併した場合であって、以下の適用条件を満たす場合、証拠書類等、給付額の算定式及び基本情報の特例の適用を選択することができます。

※ 2020年以前に合併した法人はこの特例は適用できません。ただし、2019年1月から2020年12月までの間に合併した場合は、P.29～の［B-1 新規開業特例］の適用が可能です。

■適用条件

合併後の法人における2021年の対象月の月間事業収入が、合併前の各法人における基準年の同月の月間事業収入の合計と比べて50%以上減少している。

■給付額の算定式

S＝A－B×3

S：給付額（上限60万円）

A：合併前の各法人の基準期間の事業収入の合計

B：合併後の法人の対象月の月間事業収入

証拠書類等

■ 合併前の各法人に係るもの（合併前の各法人分を提出してください）

① 2019年1月から同年3月まで及び2020年1月から同年3月までをその期間内に含む全ての事業年度の確定申告書別表一の控え及び法人事業概況説明書の控え（P.17～）

■ 合併後の法人に係るの

② 対象月の月間事業収入が確認できる売上台帳等（P.19）

③ 法人名義の振込先口座の通帳の写し（P.21）

④ 宣誓･同意書（P.22）

⑤ 取引先情報一覧（P.23）

⑥ 申請者の履歴事項全部証明書（P.35）
（合併の年月日が事業収入を比較する2つの月の間であること）

算定例

算定例）2021年1月にX社とY社が合併してZ社となった場合（基準年は2020年とする場合）

A：X社とY社の2020年の1月から3月までの事業収入の合計＝（30+30+30）＋（30+30+30）＝180万円

B：2021年の2月の月間事業収入：20万円

※ X社とY社の2020年2月の月間事業収入の合計60万円に対して、2021年2月の月間事業収入が20万円であり、2020年同月比で50%以上減少しているため給付対象となります。

S：180万円－20万円×3 ＝ 120万円 ＞ 60万円（上限額）

→ 給付額60万円

B-3　合併特例（合併した法人）

■履歴事項全部証明書

- **合併年月日が2021年1月以降**であること、かつ**事業収入を比較する2つの月の間**であること。

※ 申請時から**3ヶ月以内に発行**されたものに限ります。

※ **発行年月日が記載されたページを含む全ページ**を提出してください。

※ 履歴事項全部証明書は法務局のHPからの申し込みにより、**オンラインでの請求が可能**です。

合併年月日が
2021年1月以降で、
事業収入を比較する
2つの月の間であること。

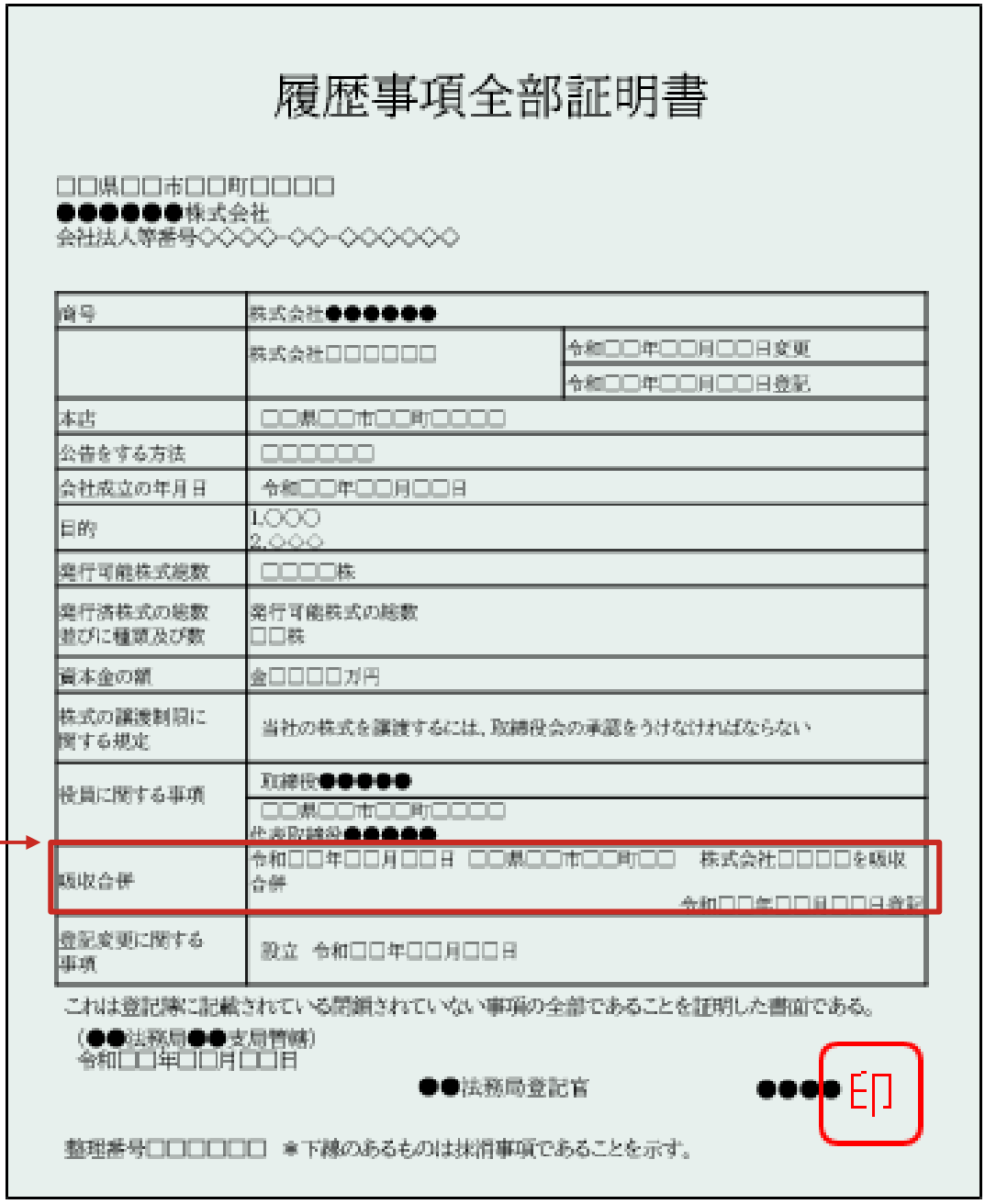

履歴事項全部証明書

□□県□□市□□町□□□□
●●●●●●株式会社
会社法人等番号◇◇◇◇-◇◇-◇◇◇◇◇◇

商号	株式会社●●●●●●	
	株式会社□□□□□□	令和□□年□□月□□日変更 令和□□年□□月□□日登記
本店	□□県□□市□□町□□□□	
公告をする方法	□□□□□□	
会社成立の年月日	令和□□年□□月□□日	
目的	1.○○○ 2.○○○	
発行可能株式総数	□□□□株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行可能株式の総数 □□株	
資本金の額	金□□□□万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認をうけなければならない	
役員に関する事項	取締役●●●●●	
	□□県□□市□□町□□□□ 代表取締役●●●●●	
吸収合併	令和□□年□□月□□日　□□県□□市□□町□□　株式会社□□□□を吸収合併 令和□□年□□月□□日登記	
登記変更に関する事項	設立　令和□□年□□月□□日	

これは登記簿に記載されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

（●●法務局●●支局管轄）
令和□□年□□月□□日

●●法務局登記官　●●●● 印

整理番号□□□□□□　＊下線のあるものは抹消事項であることを示す。

B-4　連結納税特例（連結納税している法人）

連結納税している法人は、個別法人ごとに給付要件を満たす場合、証拠書類等、給付額の算定式及び基本情報の特例の適用を選択することができます。

■給付額の算定式

S＝A－B×3

S：給付額（上限60万円）

A：基準期間の事業収入

B：対象月の月間事業収入

証拠書類等

① 2019年1月から同年3月まで及び2020年1月から同年3月までをその期間内に含む全ての事業年度の**連結法人税の個別帰属額等の届出書**と法人事業概況説明書の控え（P.17～）
② 対象月の月間事業収入が確認できる売上台帳等（P.19）
③ 申請者の履歴事項全部証明書（P.20）
④ 法人名義の振込先口座の通帳の写し（P.21）
⑤ 宣誓･同意書（P.22）
⑥ 取引先情報一覧（P.23）

算定例

算定例）親会社Xが子会社A～Dの4社を連結納税している場合

親会社X

資本金が給付要件外

子会社A
- **資本金15億円**
- 前年同月比50%以上減

売上減少が給付要件外

子会社B
- 資本金1億円
- 前年同月比**30%減**

申請可能

子会社C
- 資本金1億円
- 前年同月比50%以上減

申請可能

子会社D
- 資本金1千万円
- 前年同月比50%以上減

- **子会社Aと子会社Bは給付要件を満たしていない**ので、**申請はできません。**
- **子会社Cと子会社Dはそれぞれ給付要件を満たす**ので、**C社とD社はそれぞれ**必要な証拠書類を提出し、**申請を行うことができます。**

B-5　罹災特例（罹災の影響を受けた法人）

2018年又は2019年に罹災したことを証明する罹災証明書等を有する場合であって、以下の適用条件を満たす場合、証拠書類等、給付額の算定式及び基本情報の特例の適用を選択することができます。

■適用条件

2021年の対象月の月間事業収入が、**罹災証明書等が証明している罹災日の属する年又はその前年の同月の月間事業収入**と比べて50%以上減少している。

■給付額の算定式

S＝A－B×3

S：給付額（上限60万円）

A：**罹災証明書等が証明している罹災日の属する年又はその前年**の1月から3月までの期間の事業収入合計

B：対象月の月間事業収入

証拠書類等

① **2020年1月から同年3月までの期間**及び**罹災証明書等が証明している罹災日の属する年又はその前年の1月から同年3月までの期間**の属する全ての事業年度に係る確定申告書別表一の控え及び法人事業概況説明書の控え（P.17～）
② 対象月の月間事業収入が確認できる売上台帳等（P.19）
③ 申請者の履歴事項全部証明書（P.20）
④ 法人名義の振込先口座の通帳の写し（P.21）
⑤ 宣誓･同意書（P.22）
⑥ 取引先情報一覧（P.23）
⑦ **罹災証明書等**（P.39）

B-5　罹災特例（罹災の影響を受けた法人）

給付額の算定例（罹災日の属する年の前年の事業収入を給付額の算定に用いる場合）

算定例）2019年1月に罹災し、2018年の1月から3月までの事業収入を用いる場合

2017年度	2017年									2018年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	50	50	50	50	50	50	50	50	50	60	50	40
2018年度	2018年									2019年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	50	50	50	50	50	50	50	50	50	10	10	10
2019年度	2019年									2020年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	10	10	10	10	10	10	10	10	10	30	30	30
2020年度	2020年									2021年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	10	10	10	10	10	10	10	10	10	20	40	40

罹災日の属する年の前年である2018年の1月から3月までの月間事業収入を給付額算定に用いる。

A：2018年の1月から3月までの事業収入＝60+50+40＝150万円

B：対象月の月間事業収入＝20万円

※ 2018年1月の月間事業収入60万円に対して、2021年1月の月間事業収入が20万円であり、2018年比で50%以上減少しているため給付対象となります。

S：150万円－20万円×3 ＝ 90万円 ＞ 60万円（上限額）

→ **給付額60万円**

B-5　罹災特例（罹災の影響を受けた法人）

■罹災証明書等

2018年又は2019年に罹災したことを証明する罹災証明書等を提出してください。

※ 罹災証明書等は発行する地域によって名称が異なる場合があるため、同義の書類であれば証拠書類等として認められます。

別　紙

（整理番号）

罹　災　証　明　書

世帯主住所	
世帯主氏名	
（追加記載事項欄①）	

罹災原因	年　月　日の　　による

被災住家※の所在地	
住家※の被害の程度	□全壊　□大規模半壊　□半壊　□準半壊　□準半壊に至らない（一部損壊）
（追加記載事項欄②）	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

（追加記載事項欄③）	

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年　月　日

○○市町村長　　㊞

B-6 法人成り特例（個人事業者から法人化した者）

申請時点では法人であるが、事業収入を比較する2つの月の間に個人事業者から法人化したため、証拠書類等の一部が個人事業者として作成されている場合であって、以下の適用条件を満たす場合、証拠書類等、給付額の算定式及び基本情報の特例の適用を選択することができます。

※「2020年以前に法人化した法人」及び「法人化前の個人事業者の時に既に一時支援金の給付を受けている法人」はこの特例は適用できません。ただし、2019年1月から2020年12月までの間に法人化した場合は、P.29～の【B-1 新規開業特例】の適用が可能です。

■適用条件

法人化後の法人における2021年の対象月の月間事業収入が、法人化前の個人事業者における基準年の同月の事業収入と比べて50%以上減少している。

■給付額の算定式

S＝A－B×3

S：給付額（※）

A：法人化前の個人事業者における基準期間の事業収入

B：法人化後の法人における対象月における月間事業収入

※ 法人の設立年月日が2021年2月1日までの場合は、上限60万円
法人の設立年月日が2021年2月2日以降の場合は、上限30万円

証拠書類等

■ 法人化前の個人事業者に係るもの

① 2019年分及び2020年分の確定申告書第一表の控え
（個人事業者の確定申告書類の内容については、「個人事業者等向け」一時支援金申請要領を参照ください）
- 青色申告の場合：確定申告書第一表の控え、所得税青色申告決算書の控え
- 白色申告の場合：確定申告書第一表の控え

※ 確定申告書第一表には収受日付印が押印（e-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字）されていること。なお、e-Taxによる申告であって、受付日時が印字されていない場合は「受信通知（メール詳細）」を添付すること。

■ 法人化後の法人に係るもの

② 対象月の月間事業収入が確認できる売上台帳等（P.19）

③ 法人名義の振込先口座の通帳の写し（P.21）

④ 宣誓・同意書（P.22）

⑤ 取引先情報一覧（P.23）

⑥ 申請者の履歴事項全部証明書（P.42）
（法人の設立年月日が2021年1月以降であり、かつ事業収入を比較する2つの月の間であること）

⑦ 以下のいずれかの書類

1. 法人設立届出書（P.43参照）
（「設立の形態」欄において、「1 個人企業を法人組織とした法人である場合」を選択していること）

2. 個人事業の開業・廃業等届出書（P.44参照）
（「廃業の事由が法人の設立に伴うものである場合」欄に記載があり、
その法人名・代表者名が申請内容と一致していること）

B-6 法人成り特例（個人事業者から法人化した者）

給付額の算定例（給付額の上限額が60万円の場合）

算定例1）2021年1月15日に法人化し、基準年を2019年とした場合
（個人事業者であった際は白色申告をしていたとする）

2019年	1月から3月までの事業収入の合計			年間の事業収入の合計
	180（=720÷12×3）			720
2020年	1月から3月までの事業収入の合計			年間の事業収入の合計
	90（=360÷12×3）			360
2021年	1月	2月	3月	
	40	20	40	

A：2019年の1月から3月までの事業収入＝180万円

B：2021年2月の月間事業収入＝20万円

※ 法人化前の個人事業者における2019年の月平均の事業収入が60万円（720万円÷12）、法人化後の法人における2021年2月の月間事業収入が20万円であり、2019年同月比で50%以上減少しているため給付対象となります。

S：180万円－20万円×3 ＝ 120万円 ＞ 60万円（上限額）

→ **給付額60万円**

※ 法人の設立年月日が2021年2月1日までのため、給付額の上限額は60万円となる。

給付額の算定例（給付額の上限額が30万円の場合）

算定例1）2021年2月15日に法人化し、基準年を2019年とした場合
（個人事業者であった際は白色申告をしていたとする）

2019年	1月から3月までの事業収入の合計			年間の事業収入の合計
	180（=720÷12×3）			720
2020年	1月から3月までの事業収入の合計			年間の事業収入の合計
	90（=360÷12×3）			360
2021年	1月	2月	3月	
	40	40	20	

A：2019年の1月から3月までの事業収入＝180万円

B：2021年3月の月間事業収入＝20万円

※ 法人化前の個人事業者における2019年の月平均の事業収入が60万円（720万円÷12）、法人化後の法人における2021年3月の月間事業収入が20万円であり、2019年同月比で50%以上減少しているため給付対象となります。

S：180万円－20万円×3 ＝ 120万円 ＞ 30万円（上限額）

→ **給付額30万円**

※ 法人の設立年月日が2021年2月2日以降のため、給付額の上限額は30万円となる。

B-6 法人成り特例（個人事業者から法人化した者）

■履歴事項全部証明書

- **法人の設立年月日が2021年1月以降**であること、かつ**事業収入を比較する2つの月の間**であること。

※ 申請時から**3ヶ月以内に発行**されたものに限ります。

※ **発行年月日が記載されたページを含む全ページ**を提出してください。

※ 履歴事項全部証明書は法務局のHPからの申し込みにより、**オンラインでの請求が可能**です。

「会社成立の年月日」が**2021年1月以降で、事業収入を比較する2つの月の間**であること。

履歴事項全部証明書

□□県□□市□□町□□□□
●●●●●●株式会社
会社法人等番号◇◇◇◇-◇◇-◇◇◇◇◇◇

商号	株式会社●●●●●●	
	株式会社□□□□□□	令和□□年□□月□□日変更 令和□□年□□月□□日登記
本店	□□県□□市□□町□□□□	
公告をする方法	□□□□□□	
会社成立の年月日	令和□□年□□月□□日	
目的	1.○○○ 2.◇◇◇	
発行可能株式総数	□□□□株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行可能株式の総数 □□株	
資本金の額	金□□□□万円	
株式の譲渡制限に 関する規定	当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない	
役員に関する事項	取締役●●●●●	
	□□県□□市□□町□□□□ 代表取締役●●●●●	
登記変更に関する 事項	設立　令和□□年□□月□□日	

これは登記簿に記載されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。
（●●法務局●●支局管轄）
令和□□年□□月□□日

●●法務局登記官　●●●● 印

整理番号□□□□□□　＊下線のあるものは抹消事項であることを示す。

B-6 法人成り特例（個人事業者から法人化した者）

■法人設立届出書

- 「設立の形態」欄において、「1 個人企業を法人組織とした法人である場合」を選択していること。

※ 収受日付印が押印（e-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字）されていること。なお、e-Taxによる申告であって、受付日時が印字されていない場合は「受信通知（メール詳細）」を添付すること。

収受日付印が押印されていること。

「設立年月日」が2021年1月以降で、事業収入を比較する2つの月の間であること。

「設立の形態」において、「1.個人企業を法人組織とした法人である場合」を選択していること。

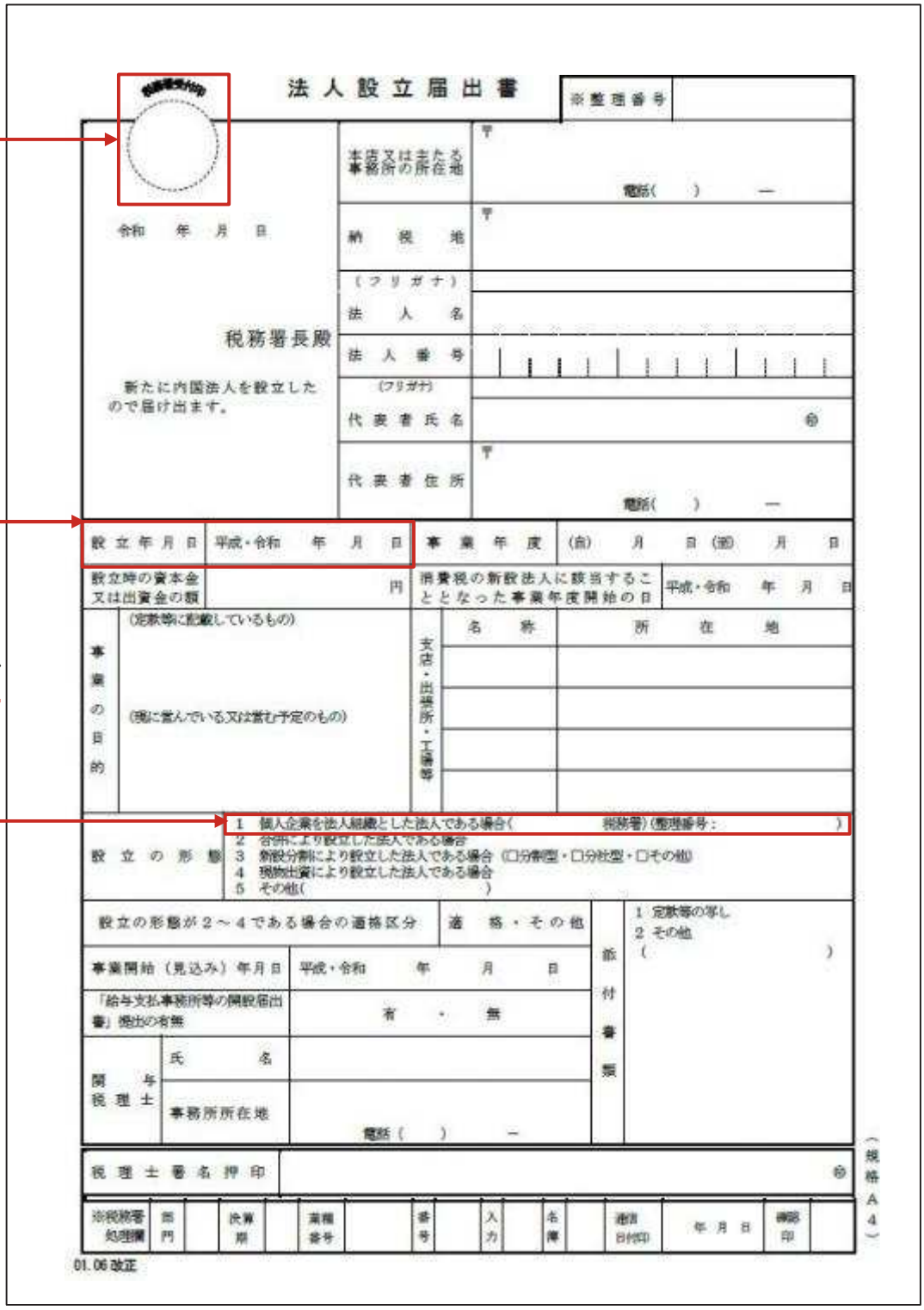

法人設立届出書

※整理番号

税務署受付印

令和　年　月　日

税務署長殿

新たに内国法人を設立したので届け出ます。

本店又はまたは事務所の所在地　〒　電話（　）　－

納税地　〒

（フリガナ）

法人名

法人番号

（フリガナ）

代表者氏名　㊞

代表者住所　〒　電話（　）　－

設立年月日　平成・令和　年　月　日

事業年度　（自）　月　日（至）　月　日

設立時の資本金又は出資金の額　円

消費税の新設法人に該当することとなった事業年度開始の日　平成・令和　年　月　日

事業の目的（定款等に記載しているもの）（現に営んでいる又は営む予定のもの）

支店・出張所・工場等　名称　所在地

設立の形態
1 個人企業を法人組織とした法人である場合（　税務署）（整理番号：　）
2 合併により設立した法人である場合
3 新設分割により設立した法人である場合（□分割型・□分社型・□その他）
4 現物出資により設立した法人である場合
5 その他（　）

設立の形態が2～4である場合の適格区分　適格・その他

事業開始（見込み）年月日　平成・令和　年　月　日

「給与支払事務所等の開設届出書」提出の有無　有・無

関与税理士　氏名

事務所所在地　電話（　）　－

添付書類
1 定款等の写し
2 その他（　）

税理士署名押印　㊞

※税務署処理欄　部門　決算期　業種番号　番号　入力　名簿　通信日付印　年月日　確認印

01.06改正

（規格A4）

B-6 法人成り特例（個人事業者から法人化した者）

■個人事業の開業・廃業等届出書

- **①「廃業の事由が法人の設立に伴うものである場合」欄に記載**があり、**②その法人名・代表者名が申請内容と一致**していること。

※ **収受日付印が押印（e-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字）**されていること。なお、e-Taxによる申告であって、受付日時が印字されていない場合は「**受信通知（メール詳細）**」を添付すること。

収受日付印が押印されていること。

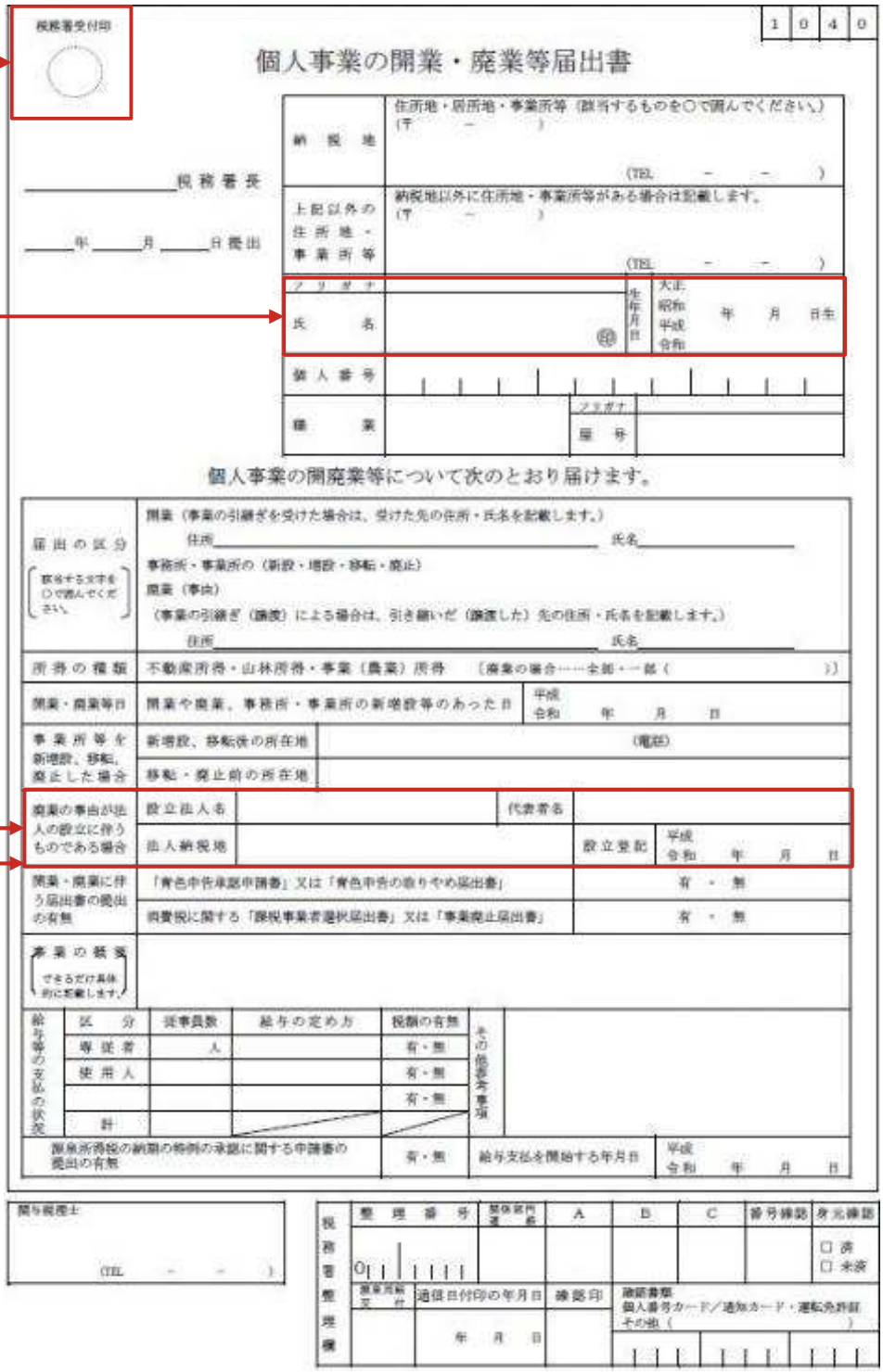

個人事業の開業・廃業等届出書

税務署受付印

1 0 4 0

＿＿＿＿＿税務署長

＿＿年＿＿月＿＿日提出

納税地	住所地・居所地・事業所等（該当するものを○で囲んでください。）（〒　－　）（TEL　－　－　）
上記以外の住所地・事業所等	納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します。（〒　－　）（TEL　－　－　）
フリガナ / 氏名 ㊞	生年月日 大正 昭和 平成 令和 年 月 日生
個人番号	
職業	フリガナ / 屋号

個人事業の開廃業等について次のとおり届けます。

届出の区分（該当する文字を○で囲んでください。）	開業（事業の引継ぎを受けた場合は、受けた先の住所・氏名を記載します。）住所＿＿＿ 氏名＿＿＿ 事務所・事業所の（新設・増設・移転・廃止） 廃業（事由） （事業の引継ぎ（譲渡）による場合は、引き継いだ（譲渡した）先の住所・氏名を記載します。）住所＿＿＿ 氏名＿＿＿
所得の種類	不動産所得・山林所得・事業（農業）所得　（廃業の場合……全部・一部（　））
開業・廃業等日	開業や廃業、事務所・事業所の新増設等のあった日　平成 令和　年　月　日
事業所等を新増設、移転、廃止した場合	新増設、移転後の所在地　（電話）
	移転・廃止前の所在地
廃業の事由が法人の設立に伴うものである場合	設立法人名 / 代表者名
	法人納税地 / 設立登記　平成 令和　年　月　日
開業・廃業に伴う届出書の提出の有無	「青色申告承認申請書」又は「青色申告の取りやめ届出書」　有・無
	消費税に関する「課税事業者選択届出書」又は「事業廃止届出書」　有・無
事業の概要（できるだけ具体的に記載します。）	

給与等の支払の状況	区分	従事員数	給与の定め方	税額の有無	その他参考事項
	専従者	人		有・無	
	使用人			有・無	
				有・無	
	計				

源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書の提出の有無	有・無	給与支払を開始する年月日	平成 令和　年　月　日

関与税理士	（TEL　－　－　）

税務署整理欄	整理番号	業種番号	A	B	C	番号確認	身元確認
	0						□ 済 □ 未済
	源泉所得税 支 付	通信日付印の年月日	確認印	確認書類 個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（　）			
		年　月　日					

②その法人名・代表者名が申請内容と一致していること。

①「廃業の事由が法人の設立に伴うものである場合」欄に記載があること。

B-7　NPO法人･公益法人等特例

特定非営利活動法人（NPO法人）及び**公益法人等**（法人税法別表第二に掲げる公益法人等に該当する法人）である場合、証拠書類等の特例並びに給付額の算定式及び基本情報の特例の適用を選択することができます。

※ 本特例を用いる場合には、給付までに通常よりも時間を要する場合があります。

■適用条件

2021年の対象月の月間事業収入が、基準年の同月の月間事業収入と比べて50%以上減少している。

※ **月次の事業収入を確認できない場合は、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響が顕在化する前の事業年度（対象月の属する事業年度の1事業年度前又は2事業年度前から選択。以下「基準年度」という。）の月平均の事業収入と対象月の月間事業収入とを比較**することとする。

※ 2019年1月から2020年12月までの間に公益法人等を設立した［特定非営利活動法人の設立の認証を受けた］場合であって、公益法人等を設立した［特定非営利活動法人の設立の認証を受けた］事業年度を基準年度とする場合には、基準年の年間事業収入を基準年の設立後月数（公益法人等を設立した［特定非営利活動法人の設立の認証を受けた］日の属する月から同年12月までの月数とし、公益法人等を設立した［特定非営利活動法人の設立の認証を受けた］日の属する月も、運営日数にかかわらず、1ヶ月とみなす。）で除して得た額と対象月の月間事業収入とを比較することとする。

■給付額の算定式

S＝A－B×3

S：給付額（上限60万円）

A：基準期間の事業収入の合計（※）

B：対象月の月間事業収入

※ 証拠書類等①で提出されるもので月次の収入を確認できる場合、基準期間の事業収入の合計を用いる。

※ 証拠書類等①で提出されるもので月次の収入を確認できない場合は、対象月の属する事業年度の1事業年度前又は2事業年度前の年間事業収入を4で割って算出した額を用いる。

※ 2019年1月から2020年12月までの間に公益法人等を設立した［特定非営利活動法人の設立の認証を受けた］場合であって、公益法人等を設立した［特定非営利活動法人の設立の認証を受けた］事業年度を基準年度とする場合は、基準年の年間事業収入を基準年の設立後月数（公益法人等を設立した［特定非営利活動法人の設立の認証を受けた］日の属する月から同年12月までの月数とし、公益法人等を設立した［特定非営利活動法人の設立の認証を受けた］日の属する月も、運営日数にかかわらず、1ヶ月とみなす。）で除して得た額に３を乗じて得た額を用いる。

B-7　NPO法人･公益法人等特例（通常の場合）

B-7-1（通常の場合）

A及びBの収入については、**寄附金、補助金、助成金、金利等による収入等、株式会社等で営業外収益に当たる金額を除き**、法人の事業活動によって得られた収入（国及び地方公共団体からの受託事業による収入や会費収入を含む。）のみを対象とする。

証拠書類等

① 2019年1月から同年3月まで及び2020年1月から同年3月までをその期間内に含む全ての事業年度の年間事業収入が確認できるもの（以下を参照）

※ ただし、当該事業年度の年間事業収入が確認できるものを提出できないことについて合理的な事由があるものと事務局が認める場合には、当該事業年度の１事業年度前の年間事業収入が確認できるもので代替することを認め、又は、当該事業年度の年間事業収入を証明できる書類であって、税理士による署名がなされたもので代替することを認める。

② 対象月の月間事業収入が確認できる売上台帳等（P.19）

③ 申請者の履歴事項全部証明書（P.20）

※ ただし、提出できないことについて合理的な事由があるものと事務局が認める場合には、根拠法令に基づき公益法人等の設立について公的機関に認可等されていることが確認できる書類等で代替することを認める。

④ 法人名義の振込先口座の通帳の写し（P.21）

⑤ 宣誓･同意書（P.22）

⑥ 取引先情報一覧（P.23）

■ 年間事業収入が確認できる書類の例

法人種別	年間収入の計算書類等
特定非営利活動法人	活動計算書
学校法人	事業活動収支計算書
社会福祉法人	事業活動計算書
公益財団法人･公益社団法人	正味財産増減計算書

B-7　NPO法人･公益法人等特例（寄附金等を主な収入源とするNPO法人の場合）

B-7-2（寄附金等を主な収入源とするNPO法人の場合）

- 「B-7-2」を用いた申請の場合、「B-7-1」を用いた申請よりも給付までに時間を要する場合があります。
- 「B-7-1」で給付申請額が上限60万円に達する場合は、「B-7-1」での申請をお勧めいたします。

以下の要件を満たす特定非営利活動法人は、受取寄附金、受取助成金･補助金（国･地方公共団体からの助成金･補助金については、特定非営利分野の活動や事業の実施費用に対するものに限る。）も含めることができる。

要件1

寄附金等（受取寄附金、受取助成金･補助金、会費収入の合計。以下同じ。）が事業活動と密接に関連しており、当該法人の基準年度の寄附金等の額を経常収益の額で除した割合（※１）が50％以上であること。

（※１）2019年1月から2020年12月までの間に設立の認証を受けた法人が、設立当初の事業年度を基準年度とする場合であって、①設立当初の事業年度の活動計算書がある場合は、当該活動計算書における、寄附金等の額を経常収益の額で除した割合、②設立当初の事業年度の活動計算書がない場合は、ⅰ）認証申請時に所轄庁に提出した活動予算書のうちいずれかの事業年度における、寄附金等の額を経常収益の額で除して得た割合、及び、ⅱ）認証を受けた月から申請を行う日の属する月の前月までの、寄附金等の額を経常収益の額で除して得た割合による。

要件2

対象月において、緊急事態宣言影響により、基準年度の同月と比べて、寄附金等及び事業収益の合計額（以下「特定事業収入」という。）（※２）が50％以上減少していること。

（※２）2019年1月から2020年12月までの間に設立の認証を受けた法人が、設立当初の事業年度を基準年度とする場合、認証を受けた月から同年12月までの月平均（認証を受けた日の属する月も、運営日数にかかわらず1ヶ月とみなす。）の特定事業収入による。

要件3

対象月において、以下のいずれかに該当すること。

ⅰ. 緊急事態宣言影響により、事業費支出（経常費用のうち、事業を行うために直接要する費用であり、管理費に該当しないもの）が基準年度同月比で減少していること。

ⅱ. 上記に該当しない場合であって、事業の性質上、緊急事態宣言影響により、事業費支出を増加させる必要がある等の特別の事情が認められること(申請時に理由を選択肢の中から選択してください。)。

（※３）2019年1月から2020年12月までの間に設立の認証を受けた法人が、設立当初の事業年度を基準年度とする場合、認証を受けた月から同年12月までの月平均（認証を受けた日の属する月も、運営日数にかかわらず1ヶ月とみなす。）の事業費支出額による。

要件4

特定非営利活動促進法における特定非営利活動に係る事業について、基準年度における活動実績があること。

（※４）2019年1月から2020年12月までの間に設立の認証を受けた法人が、設立当初の事業年度を基準年度とする場合であって、①設立当初の事業年度の事業報告書がある場合は、当該事業報告書のうち「事業の実施に関する事項」の写し、②設立当初の事業年度の事業報告書がない場合は、ⅰ）設立当初年度の事業計画書、及び、ⅱ）認証を受けた月から申請を行う日の属する月の前月までの活動状況が確認できる書類による。

B-7　NPO法人･公益法人等特例（寄附金等を主な収入源とするNPO法人の場合）

証拠書類等

① 2019年1月から同年3月まで及び2020年1月から同年3月までをその期間内に含む全ての事業年度の活動計算書（P.46）

※ ただし、当該事業年度の年間事業収入が確認できるものを提出できないことについて合理的な事由があるものと事務局が認める場合には、当該事業年度の１事業年度前の年間事業収入が確認できるもので代替することを認め、又は、当該事業年度の年間事業収入を証明できる書類であって、税理士による署名がなされたもので代替することを認める。

② 対象月の月間収入が確認できる売上台帳等（P.19）

③ 申請者の履歴事項全部証明書及び根拠法令に基づき公益法人等の設立について公的機関に認可等されていることが確認できる書類等（履歴事項全部証明書についてはP.20を参照）

④ 法人名義の振込先口座の通帳の写し（P.21）

⑤ 宣誓･同意書（P.22）

⑥ 取引先情報一覧（P.23）

⑦ **申込フォーム**（一時支援金HP https ://ichijishienkin.go.jp/ からダウンロードしてください。）

※ 2019年1月から2020年12月までの間に設立の認証を受けた特定非営利活動法人が、設立当初の事業年度を基準年度とする場合には、「2019年･2020年認証特例」用の申込フォームに記載してください。

※ 申込フォームを提出する際は、**Excel形式にて提出してください**。

⑧ **基準年度の受取助成金･補助金**（*1）**の一覧**（*2）及びそれぞれの額の**確定通知書の写し**（確定通知書がない場合、交付決定通知書の写し。）

*1：国･地方公共団体からの助成金･補助金については、特定非営利分野の活動や事業の実施費用に対するものに限ります。

*2：申込フォームの「補助金入力シート」に記載してください。

⑨ **対象月及び基準年度の同月の月間事業費支出額が確認できるもの**

⑩ 基準年度の事業報告書のうち**「事業の実施に関する事項」の写し**

（補足）2019年1月から2020年12月までの間に設立の認証を受けた法人の場合であって、設立の認証を受けた事業年度を基準年度とする場合の証拠書類について

①の証拠書類

1. 設立当初の事業年度の活動計算書がある場合は、「**設立当初の事業年度の活動計算書**」を提出してください。
2. 設立当初の事業年度の活動計算書がない場合は、
   i. 「**認証申請時に所轄庁に提出した活動予算書**」
   及び
   ii. 「**認証を受けた月から申請を行う日の属する月の前月までの寄附金等の額が確認できる書類（任意書式）**」
   を提出してください。

⑩の証拠書類

1. 設立当初の事業年度の事業報告書がある場合は、「**設立当初の事業年度の事業報告書のうち「事業の実施に関する事項」の写し**」を提出してください。
2. 設立当初の事業年度の事業報告書がない場合は、
   i. 「**設立当初年度の事業計画書**」
   及び
   ii. 「**認証を受けた月から申請を行う日の属する月の前月までの活動状況が確認できる書類（任意書式）**」
   を提出してください。

B-7　NPO法人･公益法人等特例（寄附金等を主な収入源とするNPO法人の場合）

（補足）寄附金等に含めることができる受取助成金･補助金の範囲

■ 寄附金等に含めることができる受取助成金･補助金

- ✓ **民間からの助成金等**
- ✓ **「国･地方公共団体からの」助成金･補助金のうち、特定非営利分野の活動や事業の実施費用に対するもの**

※「国･地方公共団体からの」助成金･補助金

名称のいかんにかかわらず、国･地方公共団体の予算に基づき交付を受けた助成金、補助金のことで、補助金等適正化法を準用することが定められている**以下の独立行政法人等から交付を受けたものも含みます**。

日本中央競馬会、国立研究開発法人情報通信研究機構、独立行政法人石油天然ガス･金属鉱物資源機構、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、国立研究開発法人新エネルギー･産業技術総合開発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人鉄道建設･運輸施設整備支援機構、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人大学改革支援･学位授与機構、国立研究開発法人医薬基盤･健康･栄養研究所

■ 対象外となる「国･地方公共団体からの」助成金･補助金の例

「国･地方公共団体からの」助成金･補助金のうち、以下のような、特定非営利分野の活動や事業の実施費用に対するものに**該当しない**国･地方公共団体からの助成金･補助金を**含めることはできません**。

- ✓ 施設整備やＩＴ化などの設備投資等にかかるもの

  例）ものづくり･商業･サービス生産性向上促進補助金、IT導入補助金　等
- ✓ 雇用の維持や人材の育成等にかかるもの

  例）雇用調整助成金、キャリアアップ助成金、人材開発支援助成金　等
- ✓ 研究開発等にかかるもの

B-7　NPO法人･公益法人等特例

法人税法別表第二に掲げる公益法人等に該当する法人は、下表の通りです。

NO	名称	備考
1	公益財団法人	
2	公益社団法人	
3	一般財団法人	非営利型法人に該当するものに限る。
4	一般社団法人	非営利型法人に該当するものに限る。
5	学校法人	私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第六十四条第四項（専修学校及び各種学校）の規定により設立された法人を含む。
6	社会福祉法人	
7	医療法人	医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十二条の二第一項（社会医療法人）に規定する社会医療法人に限る。
8	貸金業協会	
9	企業年金基金	
10	企業年金連合会	
11	危険物保安技術協会	
12	行政書士会	
13	漁業共済組合	
14	漁業共済組合連合会	
15	漁業信用基金協会	
16	漁船保険組合	
17	漁船保険中央会	
18	勤労者財産形成基金	
19	軽自動車検査協会	
20	健康保険組合	
21	健康保険組合連合会	
22	原子力発電環境整備機構	
23	高圧ガス保安協会	
24	広域臨海環境整備センター	
25	厚生年金基金	
26	更生保護法人	
27	小型船舶検査機構	
28	国家公務員共済組合	
29	国家公務員共済組合連合会	
30	国民健康保険組合	
31	国民健康保険団体連合会	
32	国民年金基金	
33	国民年金基金連合会	
34	市街地再開発組合	
35	自転車競技会	
36	自動車安全運転センター	

B-7　NPO法人･公益法人等特例

NO	名称	備考
37	司法書士会	
38	社会保険労務士会	
39	住宅街区整備組合	
40	酒造組合	
41	酒造組合中央会	
42	酒造組合連合会	
43	酒販組合	
44	酒販組合中央会	
45	酒販組合連合会	
46	商工会	
47	商工会議所	
48	商工会連合会	
49	商工組合	組合員に出資をさせないものに限る。
50	商工組合連合会	会員に出資をさせないものに限る。
51	商品先物取引協会	
52	消防団員等公務災害補償等共済基金	
53	職員団体等	法人であるものに限る。
54	職業訓練法人	
55	信用保証協会	
56	生活衛生同業組合	組合員に出資をさせないものに限る。
57	生活衛生同業組合連合会	会員に出資をさせないものに限る。
58	税理士会	
59	石炭鉱業年金基金	
60	船員災害防止協会	
61	全国健康保険協会	
62	全国市町村職員共済組合連合会	
63	全国社会保険労務士会連合会	
64	全国農業会議所	
65	損害保険料率算出団体	
66	地方議会議員共済会	
67	地方競馬全国協会	
68	地方公務員共済組合	
69	地方公務員共済組合連合会	
70	地方公務員災害補償基金	
71	中央職業能力開発協会	
72	中央労働災害防止協会	
73	中小企業団体中央会	
74	投資者保護基金	

B-7　NPO法人･公益法人等特例

NO	名称	備考
75	独立行政法人	別表第一に掲げるもの以外のもので、国又は地方公共団体以外の者に対し、利益又は剰余金の分配その他これに類する金銭の分配を行わないものとして財務大臣が指定をしたものに限る。
76	土地改良事業団体連合会	
77	土地家屋調査士会	
78	都道府県職業能力開発協会	
79	都道府県農業会議	
80	日本行政書士会連合会	
81	日本勤労者住宅協会	
82	日本公認会計士協会	
83	日本司法書士会連合会	
84	日本商工会議所	
85	日本消防検定協会	
86	日本私立学校振興･共済事業団	
87	日本税理士会連合会	
88	日本赤十字社	
89	日本電気計器検定所	
90	日本土地家屋調査士会連合会	
91	日本弁護士連合会	
92	日本弁理士会	
93	日本水先人会連合会	
94	認可金融商品取引業協会	
95	農業共済組合	
96	農業共済組合連合会	
97	農業協同組合中央会	
98	農業協同組合連合会	医療法第三十一条（公的医療機関の定義）に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置するもので政令で定める要件を満たすものとして財務大臣が指定をしたものに限る。
99	農業信用基金協会	
100	農水産業協同組合貯金保険機構	
101	負債整理組合	
102	弁護士会	
103	保険契約者保護機構	
104	水先人会	
105	輸出組合	組合員に出資をさせないものに限る。
106	輸入組合	組合員に出資をさせないものに限る。
107	預金保険機構	
108	労働組合	法人であるものに限る。
109	労働災害防止協会	

一時支援金
申請の手続き

通常申請

1.申請の要件を確認する

2.申請する

申請特例

1.要件・証拠書類等を確認する

申請時の注意事項

申請時の注意事項

申請時の注意事項

申請内容に不備がある場合は、不備修正を依頼します。
その際には、審査に時間を要するので、申請前に、「申請時の注意事項」を参考に、申請内容が適切であるかをご確認ください。

※給付要件を満たさないおそれがある場合は、追加証憑の提出を依頼し、さらに審査にお時間をいただく場合があります。

添付書類全般に係る不備

1. 添付ファイルにパスワードが設定されている
2. 画像がぼやけて情報が判読できない
3. 撮影時の角度により、必要な情報が撮影範囲から見切れている
4. 申請している法人とは別の法人等の書類が添付されている

1.パスワードが設定されている

2.ぼやけている

3.見切れている

確定申告書類等に係る不備

1. 確定申告書別表一ではなく、消費税の確定申告書が添付されている
2. 確定申告書別表一ではなく、地方税の第6号様式が添付されている
3. 該当する年度のものではない古い確定申告書が添付されている
4. 申請画面で入力した売上高と、法人事業概況説明書に記載されている売上高が異なる
   ※ 売上高の差異が新型コロナウイルス感染症対策に関連する給付金や新型コロナウイルス感染症対策として地方公共団体による営業時間短縮営業に伴い支払われる協力金などを除いたことによるものである場合を除く
5. 法人事業概況説明書の1枚目に売上高の記載がない
6. 法人事業概況説明書の2枚目に月別の売上高の記載がない
7. 収受日付印がない
8. e-Taxの受信通知（メール詳細）の添付がない

7.参考：収受日付印例

8.参考：e-Taxの受信通知（メール詳細）

申請時の注意事項

以下の不備に注意し、ご申請ください。

確定申告書類等に係る不備

9.申告内容の更正を請求している場合、更正の請求書ではなく更正通知書が必要になります

※「更正通知書」は更生前・更生後の所得金額のみ記載されており、収入金額の把握ができないため、更正の請求を実施した際の計算元となった収入や経費を示す書類を追加で提出する必要があります

参考：更正通知書

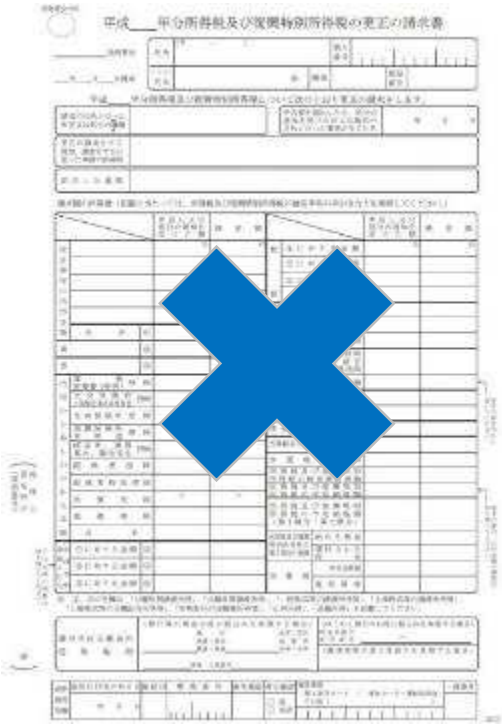

参考：更正の請求書

申請時の注意事項

以下の不備に注意し、ご申請ください。

売上台帳に係る不備

1. 売上台帳の売上と、対象月の売上が一致しない
2. 売上台帳の月と、対象月が一致しない
3. 売上台帳ではなく、勤務日報、通帳の入金記録、請求書等を添付している
4. 今年の対象月の台帳ではなく、昨年の売上台帳を添付している
5. 添付された売上台帳の月が対象期間外
   (2021年1～3月ではない、申請日よりも未来の月など)

証拠書類として添付すべき売上台帳等について

基本的な事項（対象月、日付、商品名、販売先、取引金額、合計金額等）が記載されている書類であれば、フォーマットの指定はありません。経理ソフト等から抽出したデータ、エクセルデータ、手書きの売上帳などでも構いません。
※添付するデータの保存形式はPDF･JPG･PNGでお願いします。

売上台帳

2021年1月分

抽出するデータが対象月の事業収入であることを確認できるよう、対象となる[売上月]を記載してください。

会社名：株式会社いちじしえん

日付	内容	金額
1/10	出張ケータリング	20,000
1/20	みかん　500個	10,000
1/30	さくらんぼ　3ケース	35,500
合計金額		65,500

対象月の売上額（総額）を記載してください。対象月の売上額が0円の場合は、[0円]であることを明確に記載してください。

申請時の注意事項

以下の不備に注意し、ご申請ください。

銀行口座に係る不備

1. 通帳の表紙、1-2ページ目以外のページが添付されている
2. 普通・当座以外の口座が登録されている
   (貯蓄預金、通知預金、定期預金、融資返済専用口座：カードローン通帳の口座は受け付けられません)
3. 通帳の金融機関コードと登録された金融機関コードが一致しない
   (金融機関コードは銀行コードと表示されている場合もあります)
4. 通帳の支店コードと登録された支店コードが一致しない
   (支店コードは店舗コードと表示されている場合もあります)
5. 通帳の口座番号と登録された口座番号が一致しない
   (口座番号は７桁の半角数値です。7桁に満たない場合は、先頭に「０」を入力してください)
6. 通帳の口座名義と、登録された口座名義が異なる。
   （例えば、法人格を省略、屋号を追加する、使用不可能な文字が利用されているなど）

口座を申請するときの注意事項

●全般

金融機関の統合・合併等で古い通帳（口座情報）のままの申請、口座解約や口座が凍結されている等の場合、振込ができないことがございます。振込可能な通帳かどうか取り扱い金融機関にご確認の上、申請をお願いいたします。

●ゆうちょ銀行の方

「記号・番号」ではなく、銀行使用欄に記載の「店名・店番・預金種目・口座番号」を入力ください。

不明な場合は、ゆうちょ銀行のホームページ等でご確認ください。

●ネット銀行の電子通帳の方

金融機関コード・支店コード・口座名義(ｶﾀｶﾅ)を正しくご入力ください。

●口座名義の入力

口座名義等に半角スペースがある場合は、半角スペースを忠実に入力ください。

例)誤：ｶﾌﾞｼｷｶﾞｲｼｬｲﾁｼﾞｼｴﾝｷﾝ → 正：ｶﾌﾞｼｷｶﾞｲｼｬ ｲﾁｼﾞｼｴﾝｷﾝ

小さい「ｯ」や「ｮ」などは使用できません。 大きい「ﾂ」「ﾖ」などに置き換えてご入力ください。

例)誤：ﾆｯﾎﾟﾝ → 正：ﾆﾂﾎﾟﾝ

中黒点「･」は、ピリオド「．」又はスペースを使用してください。

例)誤：ｲﾁ･ﾆ･ｻﾝ → 正：ｲﾁ.ﾆ.ｻﾝ 又は ｲﾁ ﾆ ｻﾝ

カナ長音文字(ー)は、半角ハイフン、マイナス(-)を使用してください。

例)誤：ﾄｰｷｮｰ → 正：ﾄ-ｷｮ-

申請時の注意事項

以下の不備に注意し、ご申請ください。

口座を申請するときの入力例

不備内容	×誤った例	○正しい例
通帳に記載のない入力をしている	ICHIJISHIEN	ｲﾁｼﾞｼｴﾝ
名義の後に「サマ」を入力している	ｼﾝｾｲｼﾞﾛｳ ｻﾏ	ｼﾝｾｲｼﾞﾛｳ
法人略語の相違 ※ 口座名義（カナ）の記載の通りご記入ください	ｶﾌﾞｼｷｶﾞｲｼｬ	ｶ)
濁音で入力していない ※ 口座名義（カナ）の記載の通りご記入ください	ｶﾌﾞｼｷｶｲｼｬ	ｶﾌﾞｼｷｶﾞｲｼｬ

口座名義が不明な場合は、取り扱いの金融機関にお問い合わせください。

利用可能文字	
数字	0123456789
英字	ABCDEFGHIJKLMNOPQRSTUVWXYZ
カナ文字	ｱｲｳｴｵ ｶｷｸｹｺ ｻｼｽｾｿ ﾀﾁﾂﾃﾄ ﾅﾆﾇﾈﾉ ﾊﾋﾌﾍﾎ ﾏﾐﾑﾒﾓ ﾔﾕﾖ ﾗﾘﾙﾚﾛ ﾜﾗﾝ
濁点･半濁点	ﾞ ﾟ
記号	\ . ( ) - / 「 」 スペース

申請時の注意事項

以下の不備に注意し、ご申請ください。

履歴事項全部証明書に係る不備

- 履歴事項全部証明書が複数ページ存在するにも関わらず、**最初の1ページ目のみが添付され、発行年月日等を確認することができない**。
- **履歴事項全部証明書に記載された設立年月日**と一時支援金の**申請画面で入力された設立年月日**が**一致しない**。

履歴事項全部証明書

□□県□□市□□町□□□□
●●●●●●株式会社
会社法人等番号◇◇◇◇-◇◇-◇◇◇◇◇◇

商号	株式会社●●●●●●	
	株式会社□□□□□□	令和□□年□□月□□日変更 令和□□年□□月□□日登記
本店	□□県□□市□□町□□□□	
公告をする方法	□□□□□□	
会社成立の年月日	令和□□年□□月□□日	
目的	1.○○○ 2.◇◇◇ 3.○○○ 4.◇◇◇ 5.○○○ 6.◇◇◇ 7.○○○ 8.◇◇◇ 9.○○○ 10.◇◇◇ 11.○○○ 12.◇◇◇ 13.○○○ 14.◇◇◇	
発行可能株式総数	□□□□株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行可能株式の総 □□株	
資本金の額	金□□□□万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当社の株式を譲	、取締役会の承認を受けなければならない

整理番号□□□□□□ ＊下線のある 消事項であることを示す。 1/2

部であることを証明した書面である。

官 ●●●● 印

ることを示す。 2/2

必ず全てのページを添付してください。

一時支援金の申請画面の設立年月日には、履歴事項全部証明書に記載された「会社成立の年月日」を入力してください。

一時支援金の申請画面

設立年月日（開業日） 必須

※西暦でご入力ください。
※1699年以前の設立の場合は1700年1月1日で入力ください。
※法人の場合には履歴事項全部証明書に記載されている設立年月日を入力してください。
　個人事業者の場合には開業・廃業届出書等に記載のある設立年月日を入力してください。
※法人における合併特例や個人事業者等(事業所得)における事業承継特例を利用する際には、合併年月日や承継年月日を入力してください。
※B-7-2.NPO法人や公益法人等特例(寄附金等を主な収入源とするNPO法人の場合)で申請する場合には、認証年月日を入力してください。

申請時の注意事項

以下の不備に注意し、ご申請ください。

宣誓・同意書に係る不備

- **給付規程で定める様式ではない**書類が提出される。
- 宣誓・同意書に記入された宣誓・同意日付が**一時支援金の申請日付より後の日付**になっている。

宣誓・同意日付が**一時支援金の申請日付以前**の日付となっている

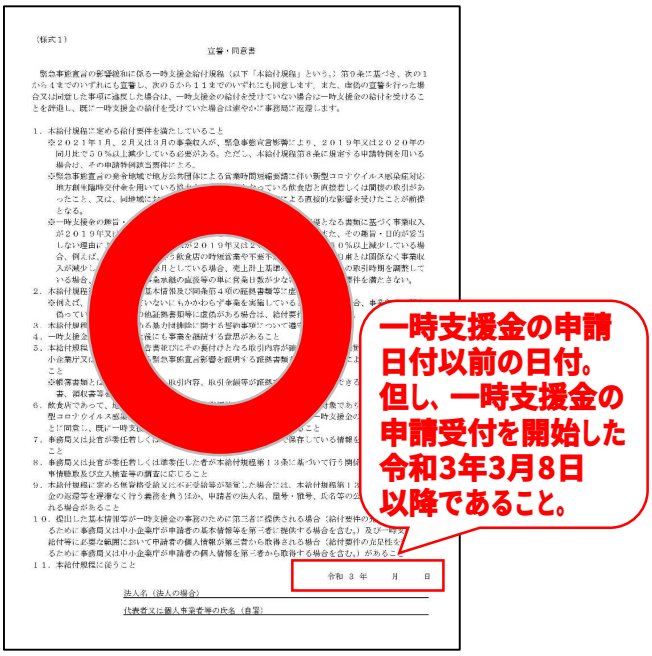

宣誓・同意日付が**一時支援金の申請日付より後**の日付となっている

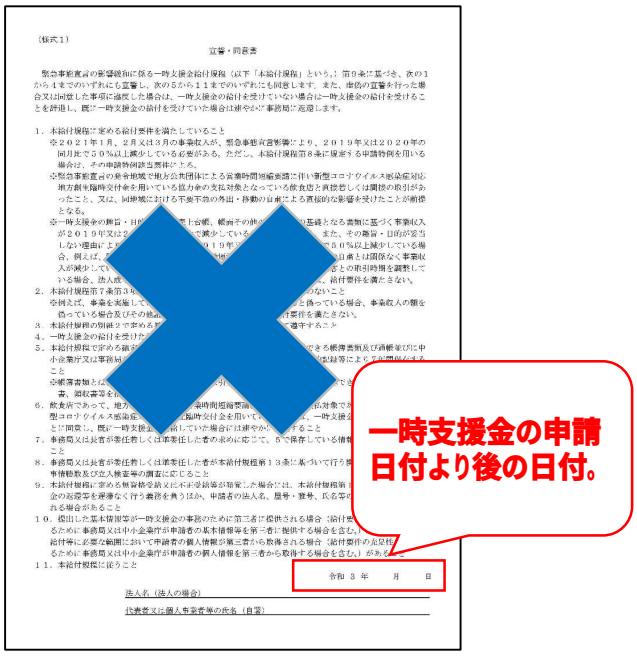

一時支援金に係る取引先情報一覧に係る不備

- **事務局が定める様式ではない**書類が提出される。
- 「2. 申請者の該当区分（緊急事態宣言による影響について）」において、「（２）①～③の中からのみ選択した場合」**ではない**にも関わらず、「3. 取引先情報」が**空欄のまま**である。

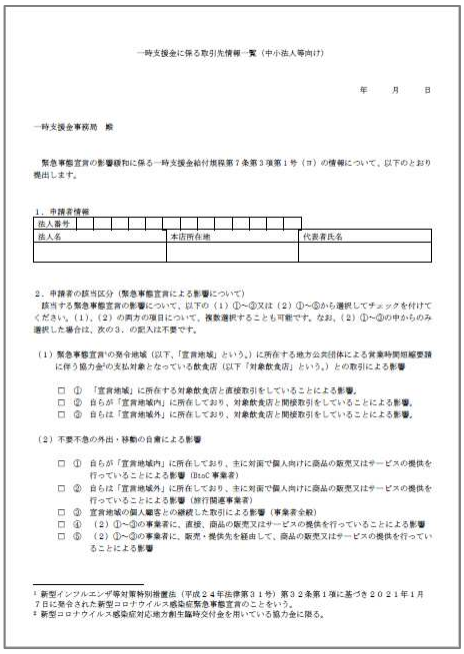

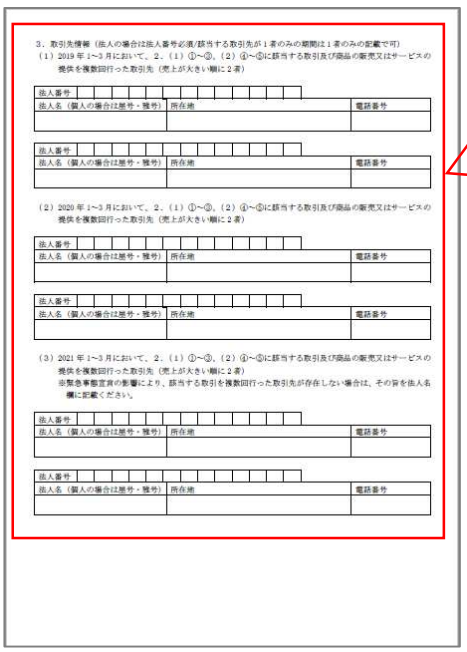

「2.緊急事態宣言による影響について」において、「（２）①～③の中からのみ選択した場合」を除き、必ず「3.取引先情報」の（1）、（2）、（3）を記入してください。